

6.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

ア. 自然環境保全に係る指定地域等の状況

① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲の緑地環境保全地域の指定状況は、表 6.2-25及び図 6.2-10に示すとおりである。

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園区域、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域のいずれにも指定されていない。

表 6.2-25 緑地環境保全地域の指定状況

名称	指定面積 (ha)	関係市町村
県民の森緑地環境保全地域	1,045	仙台市/利府町/富谷市

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

② 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-26及び図 6.2-11に示すとおりである。

計画地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「鳥獣保護区」に指定されている。

表 6.2-26 鳥獣保護区・特別保護地区の指定状況

No. ※	名称	存続期間	面積(ha)	
			鳥獣保護区	特別保護区
1	仙台	R4.10.31	13,483	100
2	県民の森	R10.10.31	1,430	—

※：表中のNo.は、図 6.2-11に対応する。

出典：「令和元年度鳥獣保護区等位置図」（令和元年10月 宮城県）

③ 風致地区、特別緑地保全地区

調査範囲における都市計画法第8条に基づく「風致地区」及び都市緑地法第12条に基づく「特別緑地保全地区」の指定状況は、表 6.2-27及び図 6.2-12に示すとおりである。

表 6.2-27 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況

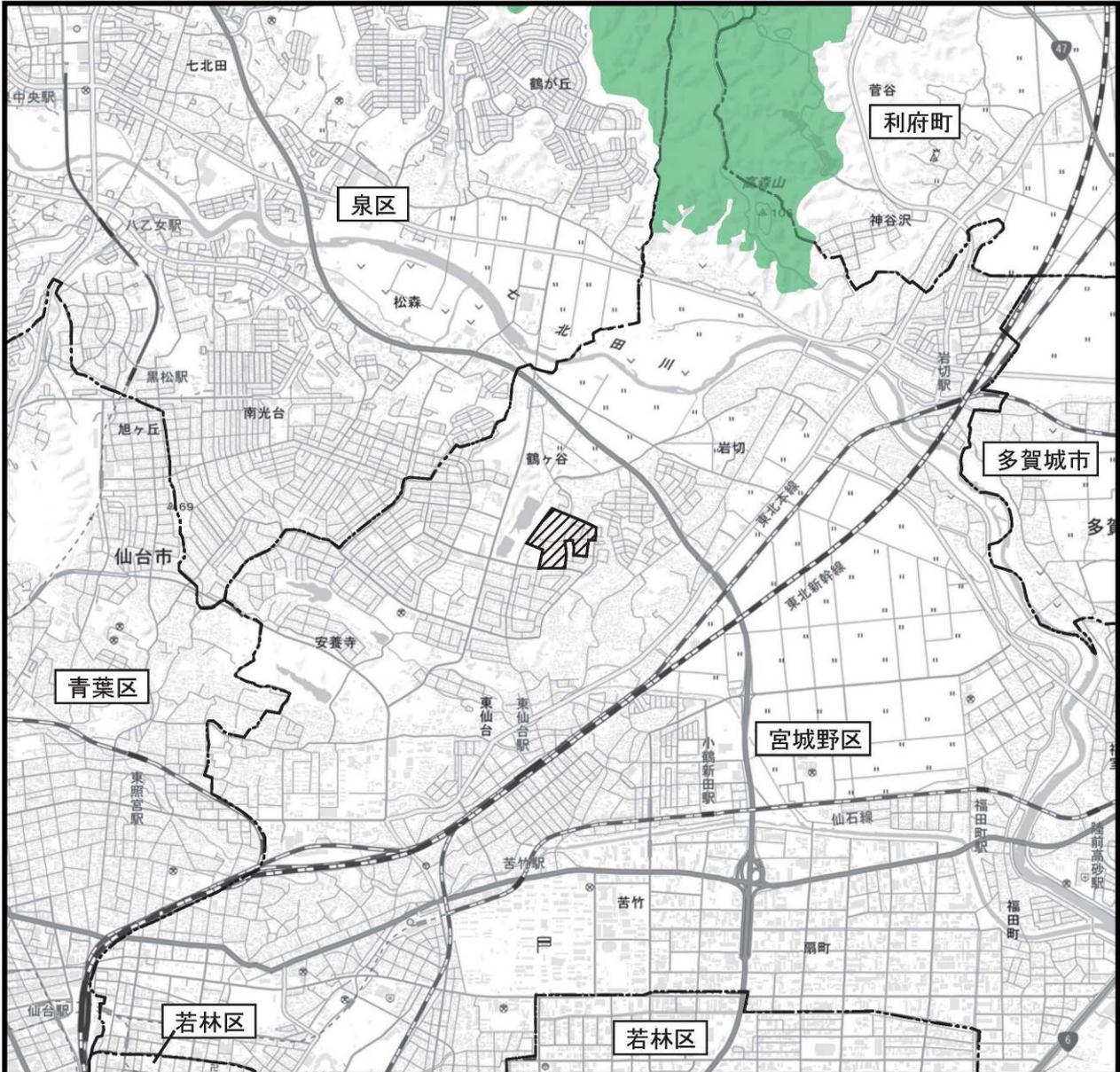
区分	No. ※	名称	面積(ha)
風致地区	1	台ノ原	3.2
	2	安養寺	68.1
特別緑地保存地区	3	栢江	3.3
	4	燕沢三丁目	0.9

※：表中のNo.は、図 6.2-12に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成31年4月現在 仙台市）

④ 保安林

調査範囲の保安林の指定状況は、図 6.2-13に示すとおりである。



凡 例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : 県緑地環境保全地域（県民の森緑地環境保全地域）

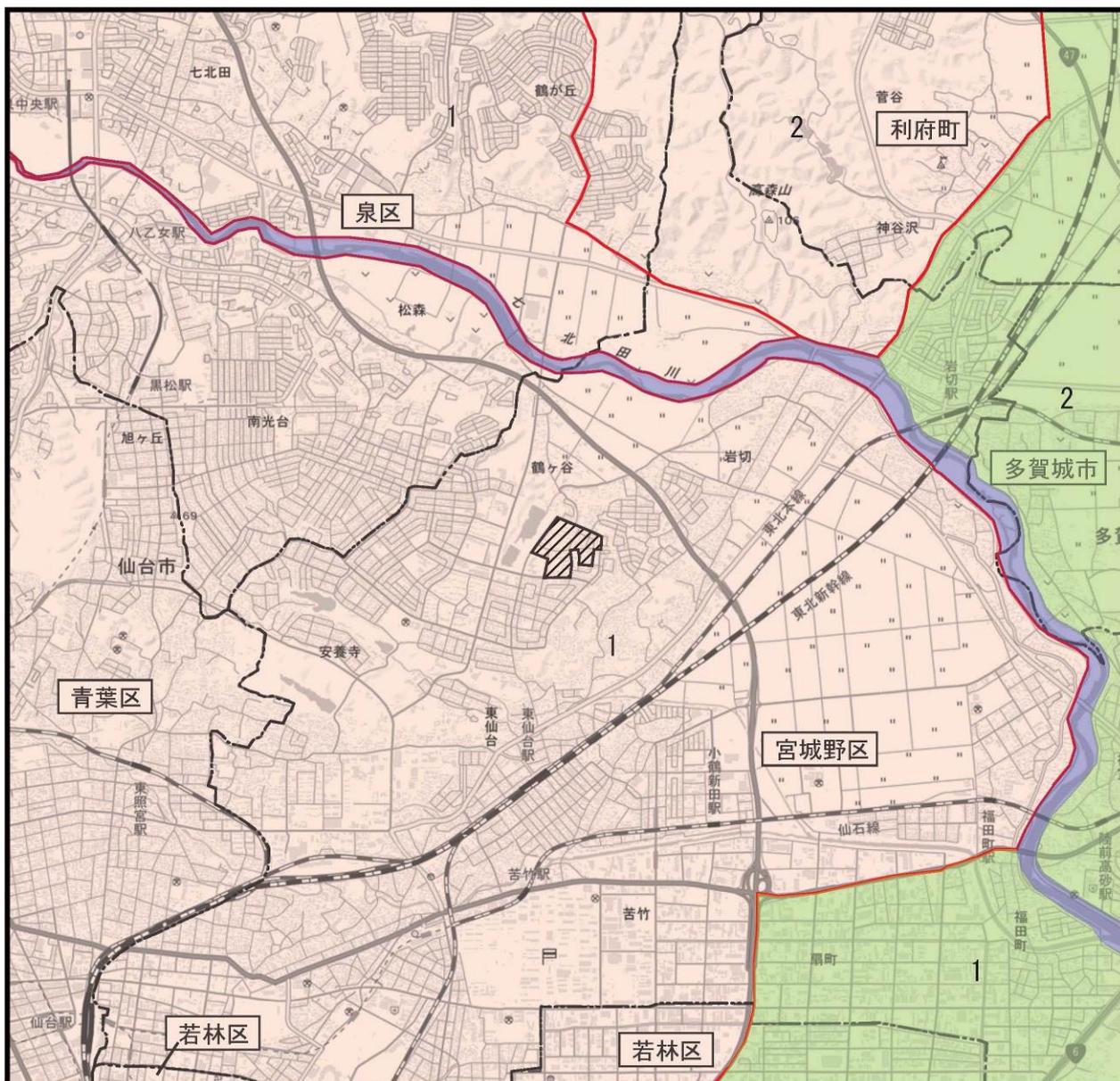
出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

図 6.2-10 緑地環境保全地域指定区域位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

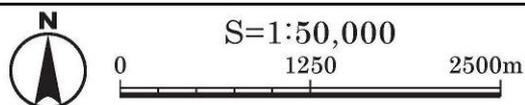


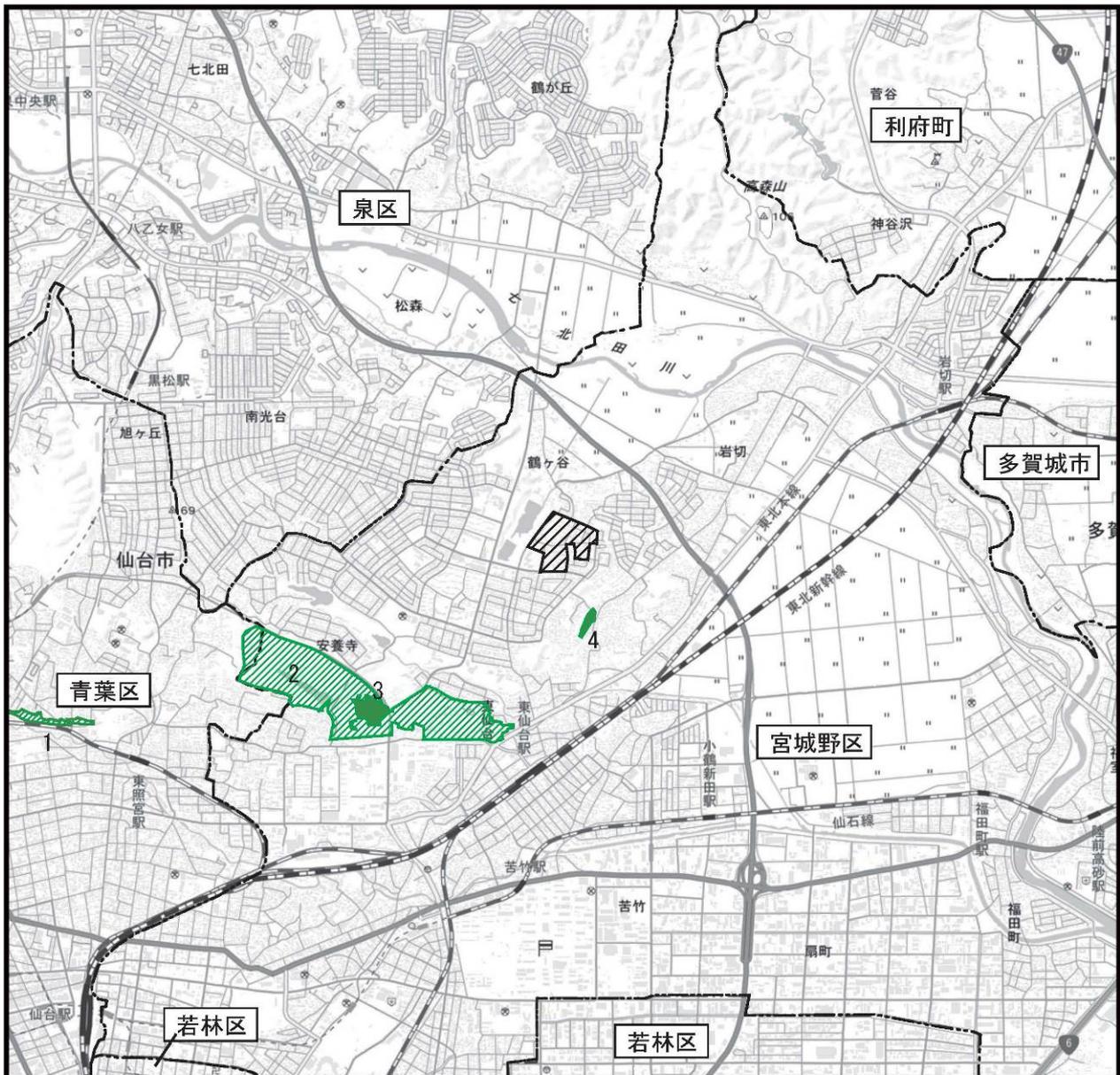
凡 例

- : 計画地
- : 市区町界
- : 鳥獣保護区 (図中番号 1 : 仙台 図中番号 2 : 県民の森)
- : 特定猟具使用禁止区域 (銃) (図中番号 1 : 仙台 図中番号 2 : 仙台東)
- : 指定猟法禁止区域 (鉛製散弾) (七北田川)

出典：「令和元年度鳥獣保護区等位置図」（令和元年 10 月 宮城県）

図 6.2-11 鳥獣保護区等指定区域位置図





凡 例

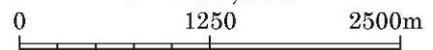
-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 風致地区 (図中番号 : 1 台原 2 安養寺)
-  : 特別緑地保全地区 (図中番号 : 3 枅江 4 燕沢三丁目)

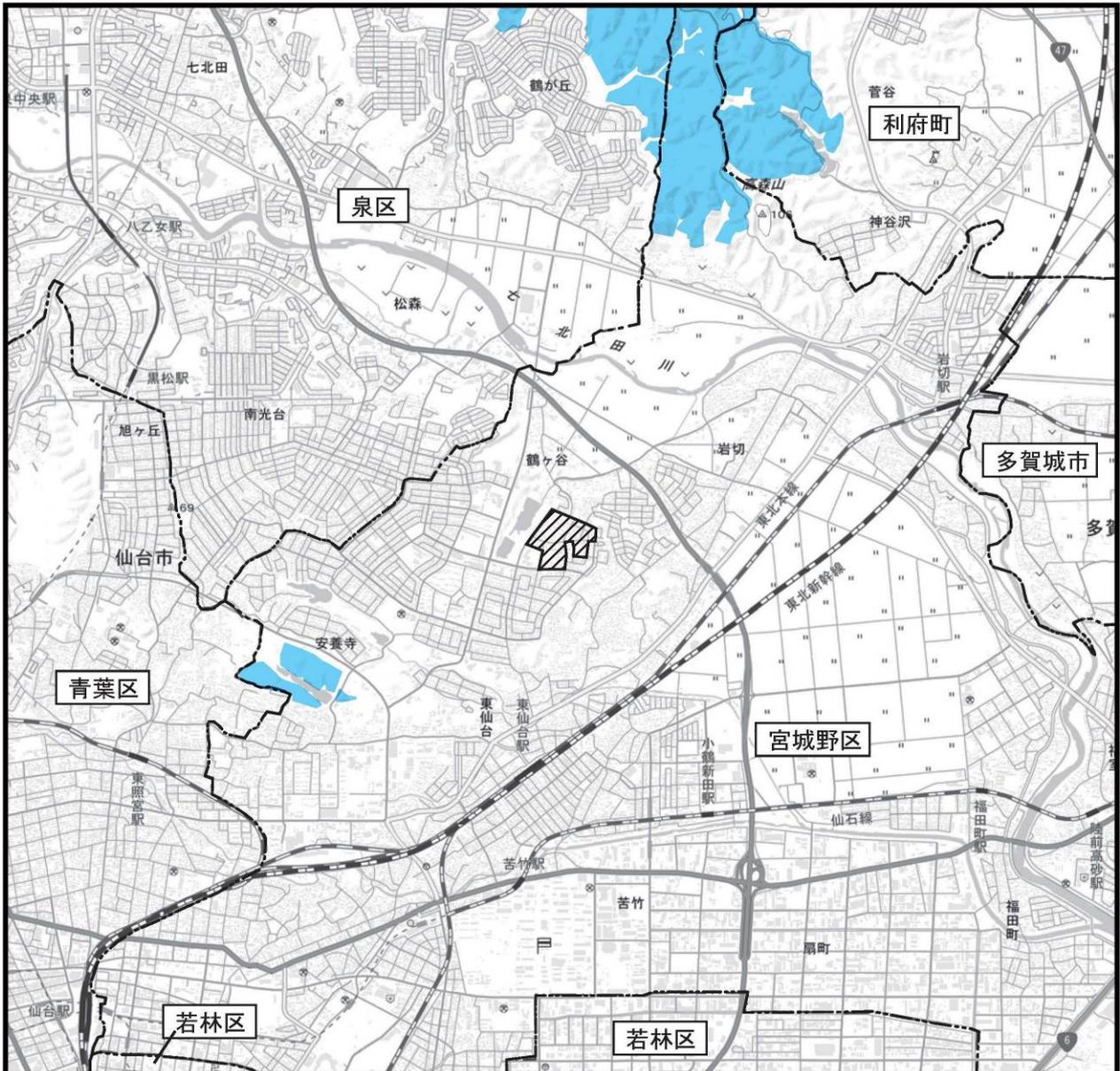
出典 : 「都市計画の概要／土地利用／地域地区」(宮城県)
<https://www.pref.miyagi.jp/site/tosikeikakugaiyou/tochiriyou-tiikitiku.html>
 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月現在 仙台市)

図 6.2-12 風致地区、特別緑地保全地区位置図



S=1:50,000



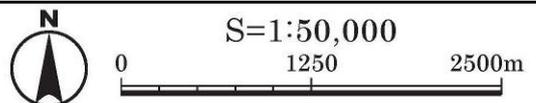


凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 保安林

出典：「宮城県森林情報提供システム」（平成30年4月 宮城県） <http://fgis-pref-miyagi.jp/>

図 6.2-13 保安林指定区域位置図



⑤ 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」等の指定状況は、表 6.2-28及び表 6.2-29並びに図 6.2-14に示すとおりである。計画地に最も近い位置にある保存緑地は南東約 300m にある案内沢北地区、保存樹木は北約 300m に位置する志賀神社所有のイチイである。なお、「保存樹林」の指定は無い。

また、多賀城市では保存樹木を指定し樹木の保全に努めており、その保存樹木の指定状況は表 6.2-30及び図 6.2-14に示すとおりである。

表 6.2-28 仙台市の保存緑地の指定状況

No. ※	名称	面積 (ha)
1	仙岳院	0.69
2	東照宮	3.73
3	瞑想の森	4.18
4	小松島二丁目	0.63
5	奥津森	0.51
6	与兵衛沼	24.89
7	木皿山	5.76
8	安養寺	4.48
9	ラ・サールホーム	0.35
10	西山	2.40
11	善応寺	2.93
12	大拙庵	0.44
13	案内沢北	0.81

※：表中の No. は、図 6.2-14に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 31 年 4 月現在 仙台市）

表 6.2-29 仙台市の保存樹木の指定状況

No. ※	所有者	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
14	仙台市	アカマツ	200	11.0	2.8
15	東北医科薬科大学	クロマツ	620	18.6	3.4
16	五城中学校	イロハモミジ	300	12.5	2.6
17	仙岳院	クロマツ	310	3.5	1.1
18	宮城県対がん協会	ケヤキ	200	19.0	3.3
19	個人所有	ソメイヨシノ	100	12.0	2.1
20	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	300	11.0	4.6
21	孝勝寺	クロマツ	310	20.0	2.6
22	仙台市	サイカチ	200	15.5	4.6
23	榴岡天満宮	シラカシ	300	13.0	3.1
24	仙台市	シダレザクラ	280	20.0	2.5
25	千手観音堂	イチョウ	200	24.6	3.3
26	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.5	1.5
27	稲船神社	モミジ	200	18.0	2.7
28	個人所有	イチョウ	1200	32.0	7.9
29	宮城野八幡神社	ケヤキ	200	33.0	4.0
30	善應寺	キンモクセイ	260	7.8	1.2
31	善應寺	シラカシ	250	13.0	3.2
32	大山祇神社	イチョウ	250	26.0	3.9
33	志賀神社	イチイ	600	16.5	株立
34	七北田小学校	アカマツ	250	5.5	1.6

※：表中のNo. は、図 6.2-14に対応する。

出典：「杜の都の名木・古木（平成29年3月 仙台市）」

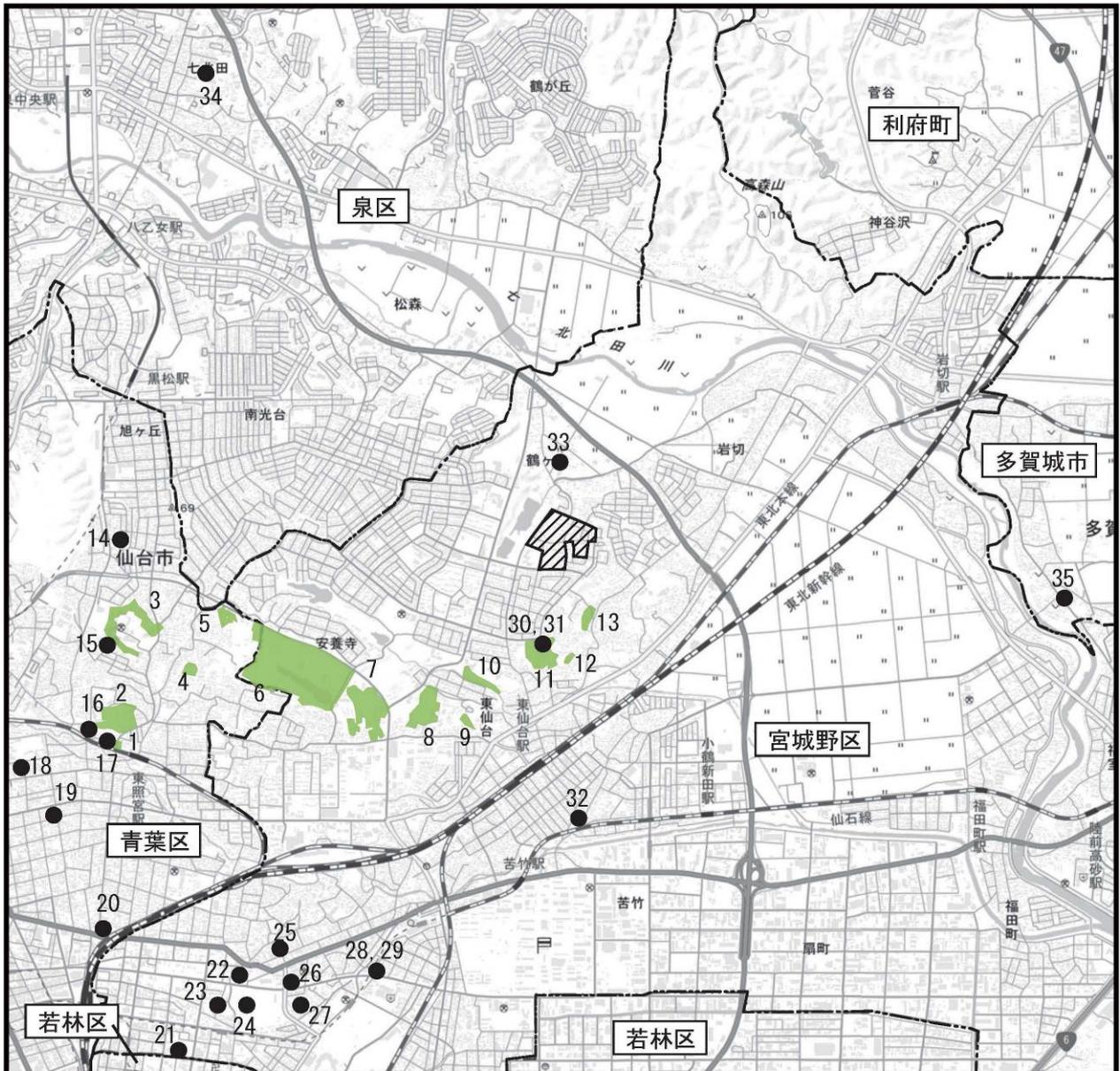
表 6.2-30 多賀城市の保存樹木の指定状況

No. ※	所有者	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
35	個人所有	ヒイラギ	220	8.2	1.3

※：表中のNo. は、図 6.2-14に対応する。

出典：「保存樹木」（平成29年3月 多賀城市）」

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 保存緑地 (図中番号 : 1~13)
-  : 保存樹木 (図中番号 : 14~35)

※図中の番号は表 6.2-28～表 6.2-30 に対応する。

出典 : 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 31 年 4 月現在 仙台市)

「杜の都の名木・古木」(平成 29 年 3 月 仙台市)

「保存樹木」(平成 29 年 3 月 多賀城市)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>

図 6.2-14 保存樹木等位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

イ. 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

① 大気汚染

a) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 6.2-31に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）では、二酸化窒素定量目標を「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」としている。

表 6.2-31 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示 33 号）

b) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

・粉じん

物の破碎やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して、人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん（現在はアスベストを指定）」、それ以外の粉じんである「一般粉じん」について、表 6.2-32～表 6.2-34に示すように規制が定められている。

・ばい煙

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん（スス）、有害物質等の「ばい煙」に関して、表 6.2-35に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 6.2-32 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制	特定粉じん（アスベスト）に係る規制
破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の 種類ごとに定められた構造・使用・管理に 関する基準	○発生施設 工場・事業場の敷地境界における大気中 濃度の基準（1リットルにつき石綿繊維 10本） ○排出等作業 吹き付け石綿等が使用されている建築物 その他の工作物を解体・改造・補修する 作業における集じん等の作業基準

出典：「大気汚染防止法」（平成27年6月19日法律第41号）

表 6.2-33 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50t／日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）及び土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	ベルト幅：75cm以上又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：75KW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：15KW以上

出典：「大気汚染防止法」（平成27年6月19日法律第41号）

表 6.2-34 特定粉じん（アスベスト）発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7KW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2KW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用）	
9	穿孔機	

出典：「大気汚染防止法」（平成27年6月19日法律第41号）

表 6.2-35 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鋳炉、転炉、平炉	
5	(金属の精製または鋳造用) 溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛造、圧延、熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品、石油化学製品、コールドロール製品の製造用) 加熱炉	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、熔融炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ベレット焼成炉含、溶鋳炉、転炉、溶解炉、乾燥炉)	・原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷却施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
17	(塩化第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用) 反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム製錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸溜施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第二次精錬〔鉛合金の製造含〕・鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典：「大気汚染防止法」(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号)

② 騒音

a) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-36、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-15に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、A 類型に該当する。

また、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）が表 6.2-37及び図 6.2-16に示すとおり定められているが、計画地は指定地域に含まれていない。

表 6.2-36 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準 (L_{Aeq})	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50 dB 以下	40 dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 （AA の項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 （A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	近隣商業地域 （B の項に掲げる地域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 dB 以下	50 dB 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		70 dB 以下	65 dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（窓を閉めた屋内）		45 dB 以下	40 dB 以下

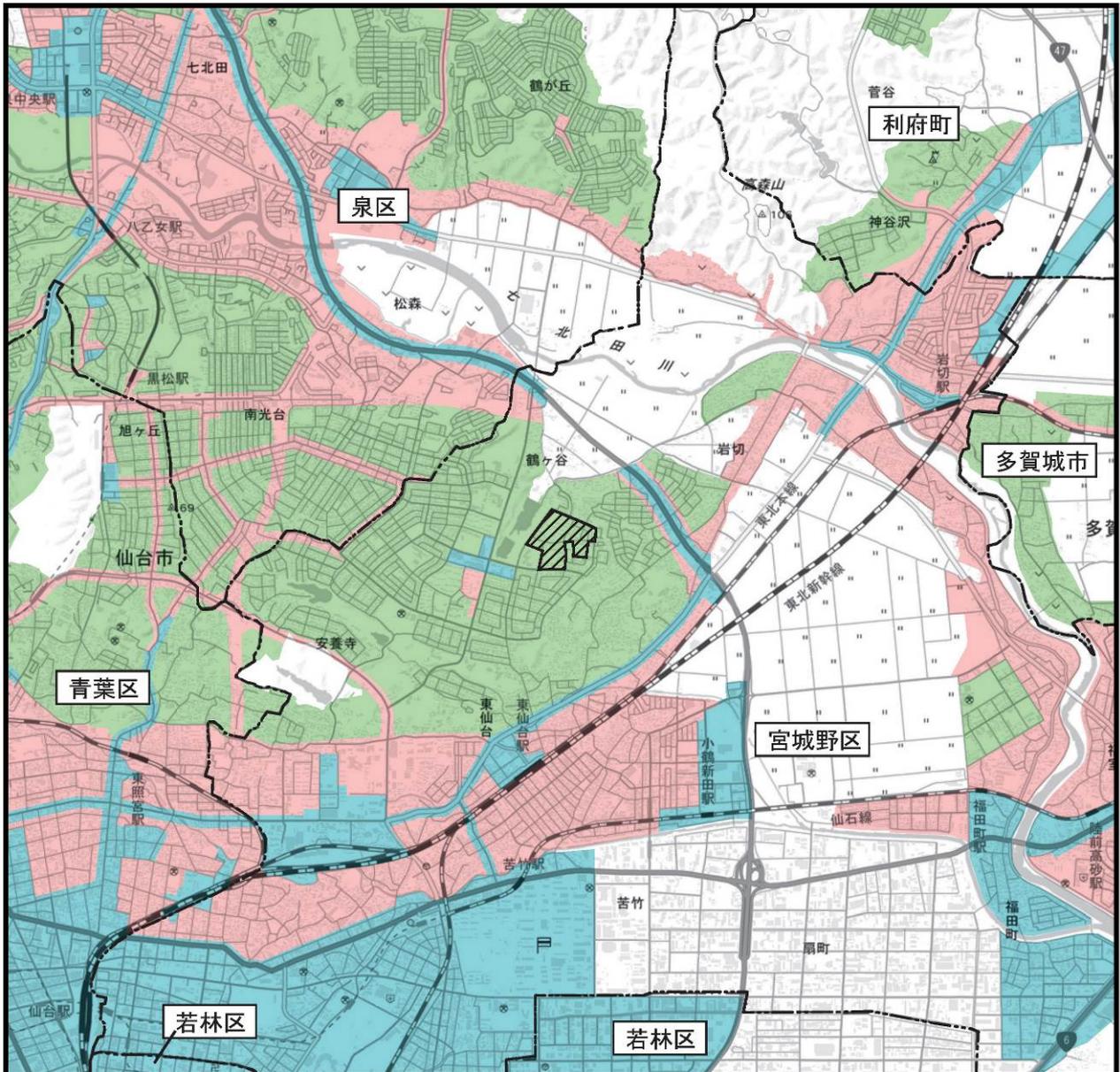
※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」

（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正 平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 20 号、改正 平成 17 年 5 月 26 日環境庁告示第 45 号、改正 平成 24 年 3 月 30 日環境庁告示第 54 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日宮城県告示第 312 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日仙台市告示第 126 号）



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : A(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域)

 : B(第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(A地域に囲まれている地域に限る))

 : C(近隣商業地域(B地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域)

図 6.2-15 騒音に係る類型区分図



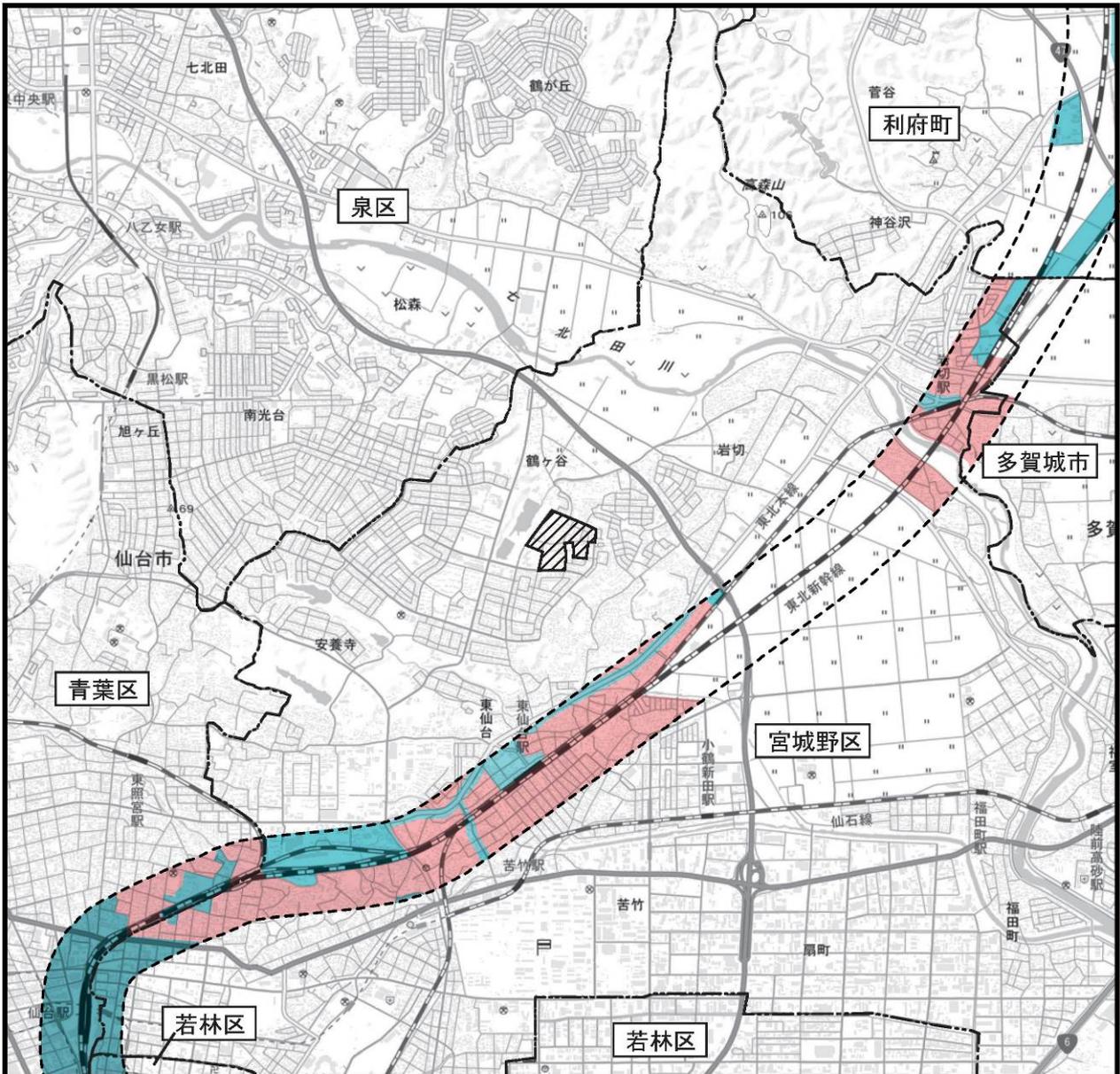
S=1:50,000

0 1250 2500m

表 6.2-37 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の 類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70 dB 以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75 dB 以下

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号）



凡 例

 : 計画地

----- : 市区町界

..... : 東北新幹線鉄道から300mの区域

 : I (第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域)

 : II (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

図 6.2-16 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の
地域類型



S=1:50,000

0 1250 2500m

b) 要請限度

道路交通騒音に係る要請限度は表 6.2-38、調査範囲の自動車騒音の限度に係る区域の区分は図 6.2-17に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、a 区域に該当する。

表 6.2-38 道路交通騒音に係る要請限度

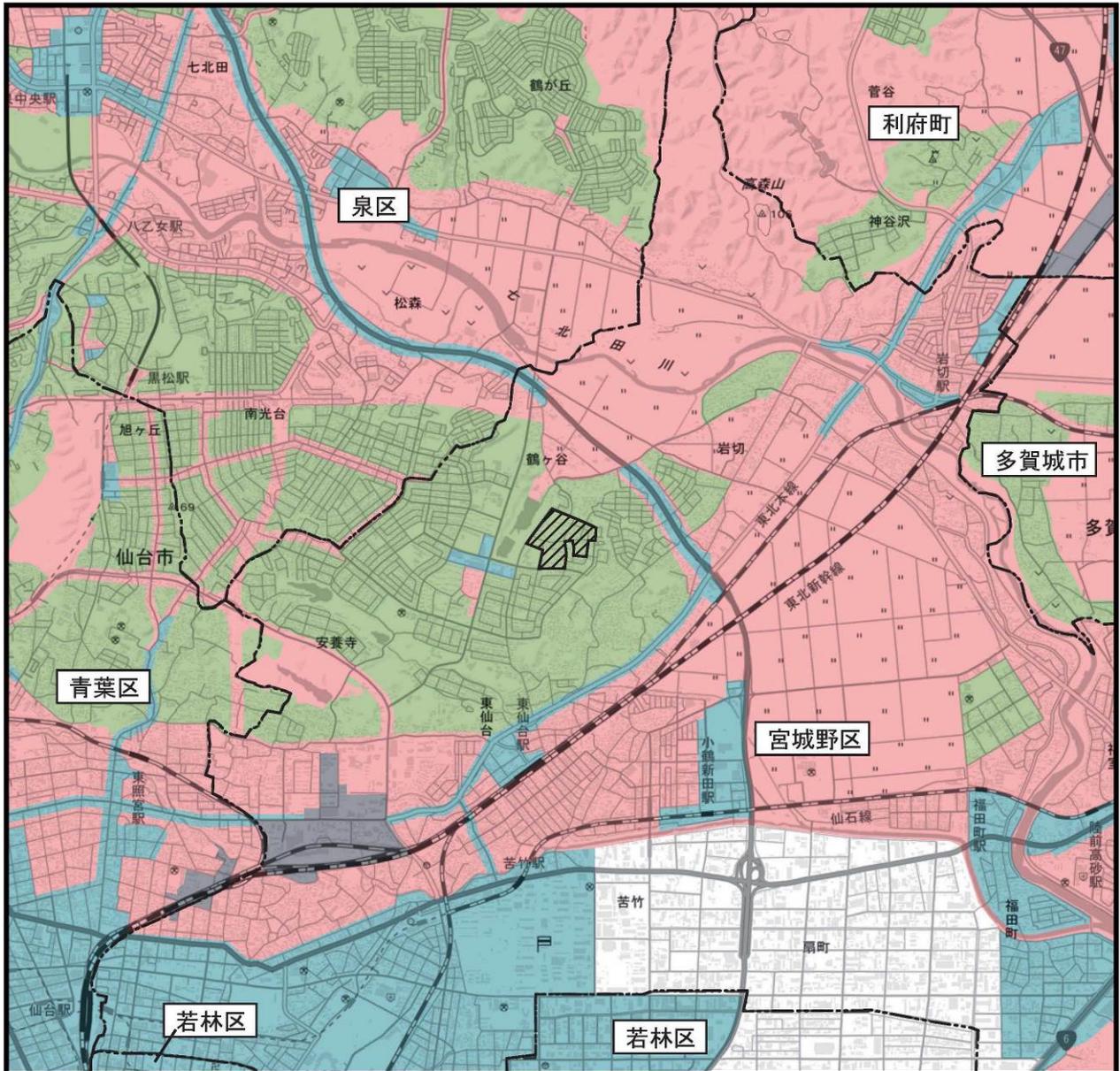
区域の区分			要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域（文教地区を除く。）	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	近隣商業地域 （a の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。） 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
c	近隣商業地域 （b の項に掲げる地域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75 dB 以下	70 dB 以下

※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」（平成12年3月24日宮城県告示第315号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月27日仙台市告示第230号）



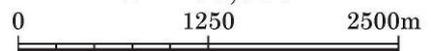
凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : a(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域)
-  : b(第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(a地域に囲まれている地域に限る)、市街化調整区域)
-  : c(近隣商業地域(B地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域)

図 6.2-17 騒音に係る区域区分図



S=1:50,000



c) 規制基準

騒音規制法に基づき、仙台市が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

騒音規制法、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等及び特定・指定建設作業の規制基準は、表 6.2-39～表 6.2-42に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、表 6.2-39では第二種区域、表 6.2-41及び表 6.2-42では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-39 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区	50 dB	45 dB	40 dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、域第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	55 dB	50 dB	45 dB
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	55 dB	50 dB
第四種区域	工業地域	65 dB	60 dB	55 dB

※1：基準は敷地境界線上。

※2：第二種、第三種、第四種区域では、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

※3：仙台市における第二種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。

※4：仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第二種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号、改正平成13年3月8日仙台市告示238号、改正平成27年6月22日仙台市告示286号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：平成28年3月4日宮城県規則第9号）

表 6.2-40 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-	4-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
ロ	(2)	製管機械	
ハ	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
ニ	(4)	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
ホ	(5)	機械プレス	呼び加圧能力294kN以上のもの
ヘ	(6)	せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
ト	(7)	鍛造機	
チ	(8)	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	(9)	ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
ヌ	(10)	タンブラー	
ル	(11)	切断機(といしを用いるものに限る)	
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4	4-4	織機	
5-	4-5-	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
ロ	(2)	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
7-	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
ハ	(3)	碎木機	
ニ	(4)	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
ホ	(5)	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
ヘ	(6)	かんな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が3.75kw以上のもの
	4-13	クレーンタワー	電動機の定格出力が0.75kw以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15L以上のもの
	4-15-	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	動力打綿機	
	(2)	動力混打綿機	
	(3)	紡糸機	
	4-16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成形機	
	4-17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	ニューマチックハンマー	
	(2)	製てい機	
	(3)	製びょう機	
	(4)	打抜機	電動機の定格出力が2.25kw以上のもの
	(5)	研削機	電動機の定格出力が1.5kw以上のもの
	4-18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	切断機	
	(2)	せん孔機	
	(3)	研磨機	

出典：「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：平成23年11月28日政令第364号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：平成28年3月4日宮城県規則第9号)

表 6.2-41 特定建設作業騒音に係る基準（騒音規制法）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい 抜機またはくい打くい抜機（圧入 式を除く）を使用する作業（くい 打機をアースオーガーと併用する 作業を除く）	85 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業（作業地 点が連続的に移動する作業は 1 日 の作業に係る 2 地点間最大距離が 50m を超えない作業に限る）							
4. 空気圧縮機（原動機の定格出力が 15kw 以上を使用する作業）（さく 岩機の動力として使用する作業を 除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の 混練容量が 0.45m ³ 以上）またはア スファルトプラント（混練機の混 練容量が 200kg 以上）を設けて行 う作業（モルタルを製造するため にコンクリートプラントを設けて 行う作業を除く）							
6. バックホウを使用する作業（原動 機の定格出力が 80kw 以上のもの に限る、国土交通省が定める低騒 音型建設機械を除く）							
7. トラクターショベルを使用する作 業（原動機の定格出力が 70kw 以上 のものに限る、国土交通省が定め る低騒音型建設機械を除く）							
8. ブルドーザーを使用する作業（原 動機の定格出力が 40kw 以上のも のに限る、国土交通省が定める低 騒音型建設機械を除く）							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により指定する区域について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 186 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、改正 平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示 16 号）

表 6.2-42 指定建設作業騒音に係る基準（仙台市公害防止条例）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80 dB 以下 (但し学校等の周囲 50 m の区域内にある場合には 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成 8 年 3 月 19 日仙台市条例第 5 号）

「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

③ 振動

a) 要請限度

道路交通振動に係る要請限度は、表 6.2-43に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（図 6.2-2 用途地域図参照）に該当するため、第一種区域に該当する。

表 6.2-43 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法規則）

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの。） 市街化調整区域又は地区の指定のない地域		65 dB	60 dB
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域		70 dB	65 dB

※：基準は敷地境界線上。

出典：「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日仙台市告示第190号）

b) 規制基準

「振動規制法」は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める等により、生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的としている。

振動規制法に基づき、仙台市が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を指定している。

「振動規制法」、「仙台市公害防止条例」に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表 6.2-44～表 6.2-47に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、表 6.2-44では第一種区域、表 6.2-46及び表 6.2-47では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-44 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		60 dB	55 dB
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65 dB	60 dB

※1：基準は敷地境界線上。

※2：学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

※3：仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第一種区域の基準を適用する。

※4：仙台市における市街化調整区域及び地域の指定のない地域は第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号、改正平成27年6月22日仙台市告示第287号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：平成20年2月15日宮城県規則第3号）

表 6.2-45 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類の	規模又は能力
振動 規制法	県公害 防止条例		
1-	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	液圧プレス（矯正プレスを除く）	
ロ	(2)	機械プレス	
ハ	(3)	せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの
ニ	(4)	鍛造機	
ホ	(5)	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
2	5-2	圧縮機（冷凍機に用いられるものは除く）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4	5-4	織機（原動機を用いるものに限る）	
5-	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの
ロ	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
6-	5-6-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が30kw以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機（ジョルト式のものに限る）	
	5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
	(2)	製管機械	
	(3)	バンディングマシン（ロール式のものに限る）	電動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く）	出力が10kw以上のもの
	5-13	冷凍機（空調機を含む）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：平成23年11月28日政令第364号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：平成28年3月4日宮城県規則第9号）

表 6.2-46 特定建設作業振動に係る基準（振動規制法）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）、くい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業	75 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における 作業の 禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカーを使用する作業（手持式を除く）							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により、市長が指定する区域について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 189 号）

「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyuu/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

表 6.2-47 指定建設作業振動に係る基準（仙台市公害防止条例）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75 dB 以下 (但し学校 等の周囲 50 m の区域内 には 70dB 以 下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における 作業の 禁止
2. 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内区域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成 8 年 3 月 19 日仙台市条例第 5 号）

「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyuu/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

④ 低周波音

低周波音は環境基準や規制基準が定められていないが、環境省による参照値が定められている。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 6.2-48に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 6.2-49に示すとおりである。

表 6.2-48 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

※：低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月 環境省）

表 6.2-49 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

※：低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及びG特性音圧レベル $L_G=92$ (dB)とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月 環境省）

⑤ 悪臭

a) 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質（22 項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表 6.2-50、調査範囲の規制地域は図 6.2-18に示すとおりである。

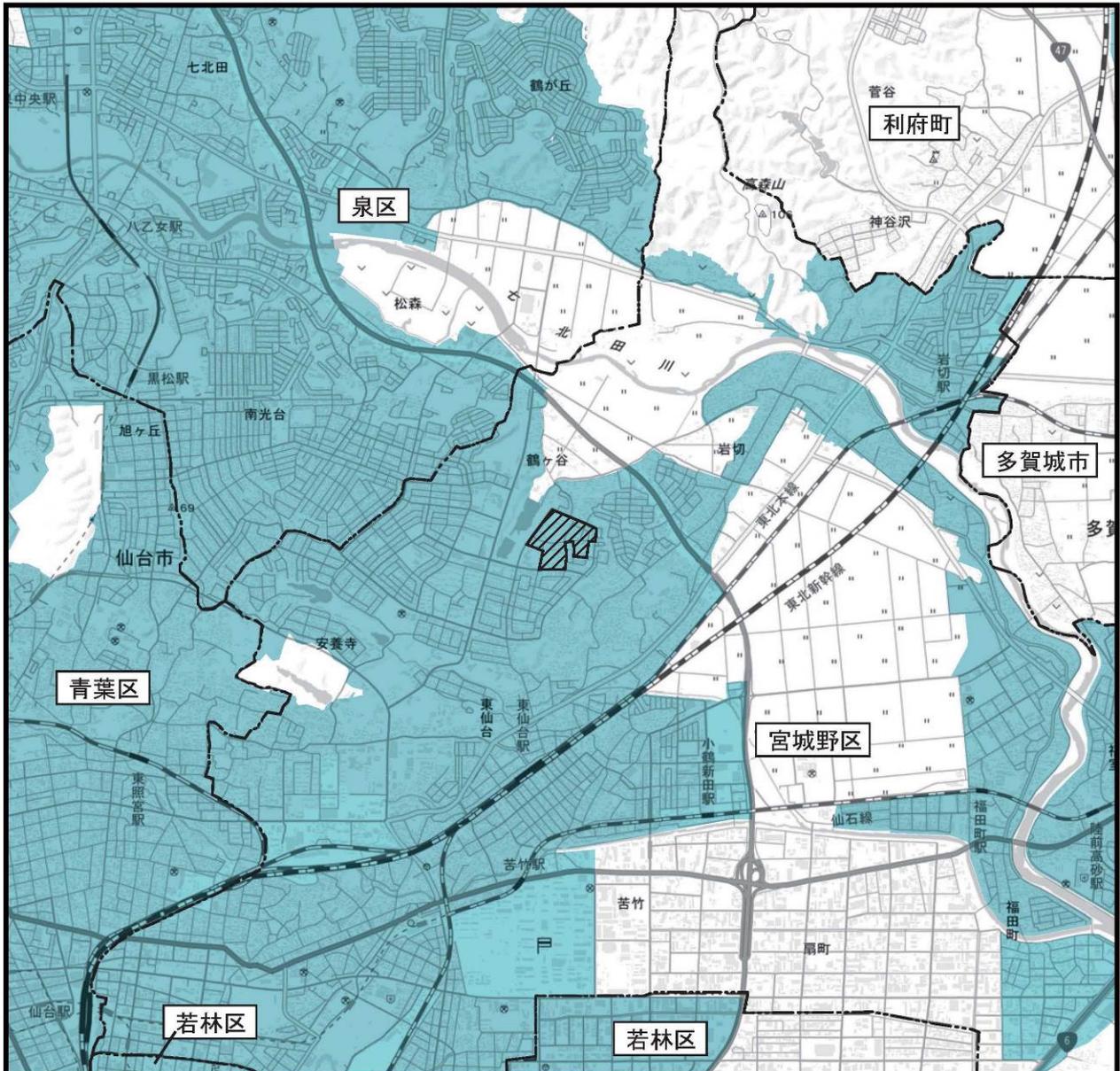
計画地は規制区域に指定されている。

表 6.2-50 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

単位：ppm

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1	12	イソバレルアルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.001
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

出典：悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」（平成8年3月1日仙台市告示第109号）



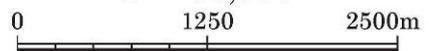
凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 悪臭防止法による規制区域

図 6.2-18 悪臭防止法による規制地域図



S=1:50,000



b) 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、県内全域（悪臭防止法指定地域を除く）における特定施設を対象に、臭気指数による規制基準（敷地境界線臭気指数 15）が定められている。

c) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」の規制対象外の農業・建設業・製造業・卸売業等の事業場については、「宮城県悪臭公害防止対策要綱」に基づき臭気強度により指導（敷地境界線で臭気強度 1.8）されている。

d) 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導（敷地境界線で臭気濃度 10）されている。

⑥ 水質汚濁

a) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等有機化学物質、農薬等 27 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は、表 6.2-51 及び表 6.2-52 に示すとおりである。生活環境保全に係る環境基準は表 6.2-53(1)～(2) に示すとおりであり、河川ごとにあてはめるべき水域及び類型は表 6.2-54 及び図 6.2-19 に示すとおりである。

調査範囲では、生活環境の保全に関する環境基準について、七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。））が A 類型、七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）が B 類型、梅田川（七北田川合流点より上流）が C 類型に指定されている。なお、調査範囲に水生生物の保全に関する環境基準について類型指定された河川は無い。

表 6.2-51 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{※2}
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{※2}
PCB	検出されないこと ^{※2}
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号）

表 6.2-52 公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (暫定) ※

※：PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」 (令和 2 年 5 月 28 日環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号)

表 6.2-53(1) 生活環境保全に係る環境基準（河川）（1/2）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※1：基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

※2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

※3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日環境省告示46号）

表 6.2-53(2) 生活環境保全に係る環境基準（河川）（2/2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

※：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」
 （昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号）

表 6.2-54 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関
松島湾	砂押川上流（多賀城堰より上流）	C	イ	H17.9.16 (S45.5.25 閣議決定の 改訂)	県
七北田川	七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。））	A	イ	S47.4.28	〃
	七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）	B	ロ	〃	〃
	梅田川（七北田川合流点より上流）	C	イ	H17.9.16 (S45.9.1 閣議決定の 改訂)	〃

※：達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。

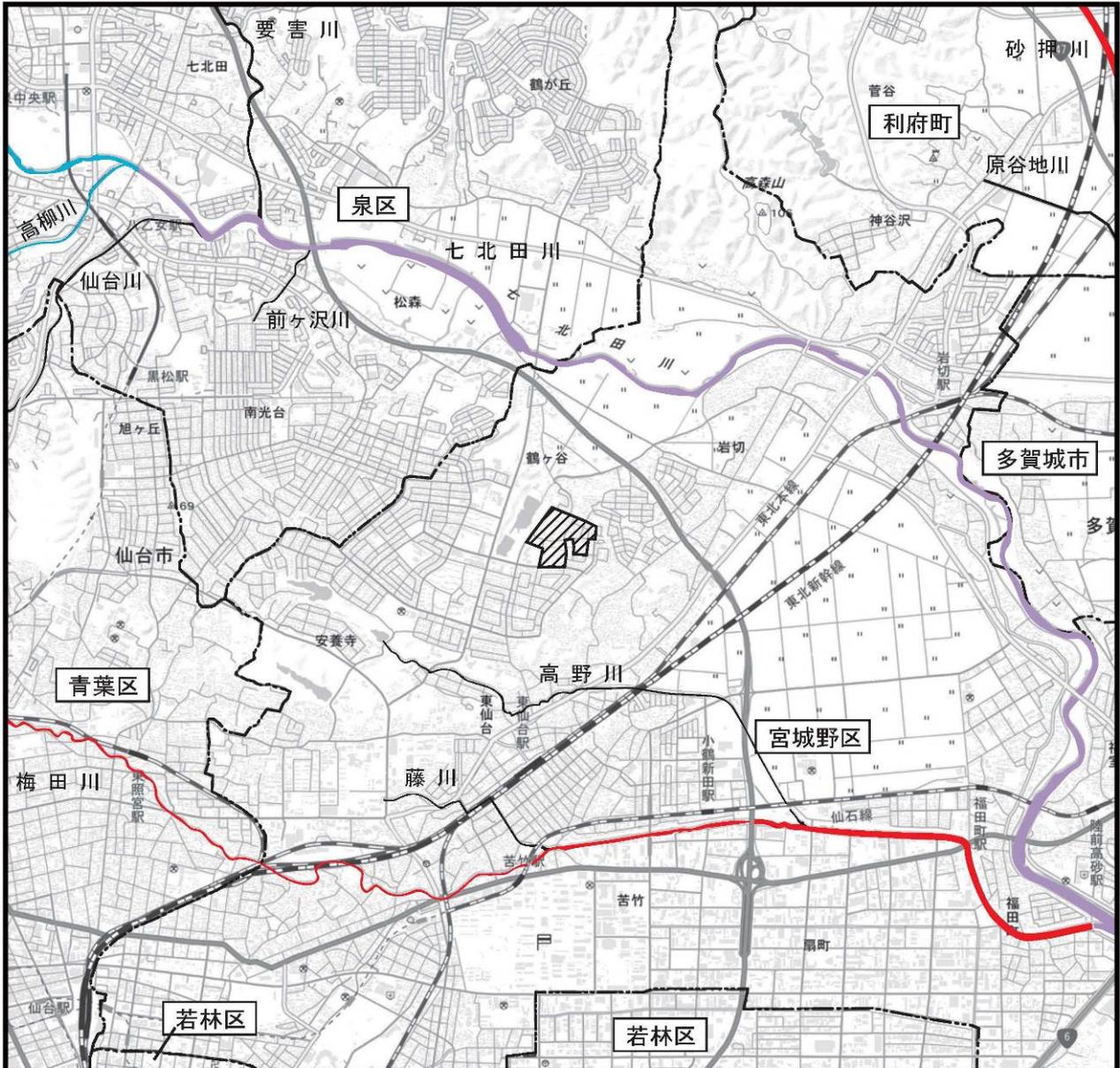
「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/ki-junandruikeih23.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 環境基準の類型指定A(七北田川上流及び流入する支川)
-  : 環境基準の類型指定B(七北田川中流)
-  : 環境基準の類型指定C(梅田川・砂押川上流)

出典：「環境基準と水域類型あてはめ」（宮城県）<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>

図 6.2-19 生活環境保全に係る環境基準類型の設定状況



S=1:50,000
0 1250 2500m

b) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されている。その排水基準は、表 6.2-55(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.2-55(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準 (1/2)

区分	項目	一律排水基準 (法指定)	地下水の浄化基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.003 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L	検出されないこと
	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.05 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.02 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L	0.002 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.004 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.1 mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.006 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.002 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L	0.006 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L	0.003 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.02 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L	1 mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L	0.8 mg/L
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.002 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.05 mg/L	

※：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）

「水質汚濁防止法施行規則」（昭和46年6月19日総理府・通商産業省令第2号、最終改正：平成27年9月18日環境省令第33号）

表 6.2-55(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準 (2/2)

項目 [単位]	区分	水質汚濁防止法			宮城県 公害 防止 条例	仙台市 公害 防止 条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ^{※1※5}			
			下水道 整備区域	その他 の区域		
適用される工場または事業場における 1日当りの平均的な排水の量		50m ³ 以上	25m ³ 以上		50m ³ 以上 (25m ³ 以上 ^{※4})	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) [ppm] ※海域・湖沼以外の公共用水域に排出する 場合に適用		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量 (COD) [ppm] ※海域・湖沼に排出する場合に適用		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 [ppm]	5	5	5	5	5
	動植物油脂類 [ppm]	30	30	30	30	30
フェノール類含有量 [ppm]		5	5	5	5	5
銅含有量 [ppm]		3	3	3	3	3
亜鉛含有量 [ppm]		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量 [ppm]		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量 [ppm]		10	10	10	10	10
クロム含有量 [ppm]		2	2	2	2	2
弗素含有量 [ppm]		—	—	—	—	15
大腸菌群数 [個/1cm ³]		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量 ^{※2} [ppm]		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
燐含有量 ^{※3} [ppm]		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

※1：仙台市内水域のうち、広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までの範囲に排出する特定事業場（畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたもの）に適用される。

※2：丸田沢ため池、青下ダム貯水池、月山池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用される。

※3：青下ダム貯水池、大倉ダム貯水池、月山池、七北田ダム貯水池、丸田沢ため池、宮床ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用される。

※4：宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

※5：畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

※6：()の数値は日間平均値。日間平均による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）

「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年05月30日環境庁告示27号、最終改正：平成22年7月27日環境庁告示42号）

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日宮城県条例第40号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：令和元年10月25日宮城県規則第76号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号、最終改正：令和元年6月25日仙台市規則第10号）

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には「宮城県流域下水道管理要綱」により、表 6.2-56に示す排除基準（排水の水質基準）が定められている。

表 6.2-56 下水排除基準

項目	基準値	
水温	45 (40) °C未満	
水素イオン濃度 (pH) ※1	5.0 を超え 9.0 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	
生物化学的酸素要求量 (BOD) ※1	600 (300) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS) ※1	600 (300) mg/L 未満	
ヨウ素消費量※1	220 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉍油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類※1	30 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンプ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 【230】 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 【15】 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg/L 以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
窒素含有量	240 mg/L 未満	
燐含有量	32 mg/L 未満	

※1：この項目については、1日当たりの平均的な排水量が50 m³未満の事業場については対象としない。

※2：()内の数値は、製造業またはガス供給業の用に供する施設に適用する基準値である。

※3：【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「流域下水道管理要綱」（昭和57年1月1日 宮城県、最終改訂：平成28年3月22日）

c) 農業用水基準

「農業（水稲）用水基準」は農林水産省が昭和44年春から約1ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業（水稲）用水基準は、表6.2-57に示すとおりである。

表 6.2-57 農業（水稲）用水基準

項目		基準値
pH（水素イオン濃度）		6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）		6 mg/L 以下
SS（浮遊物質）		100 mg/L 以下
DO（溶存酸素）		5 mg/L 以上
T-N（全窒素濃度）		1 mg/L 以下
電気伝導度（塩類濃度）		0.3 mS/cm 以下
重金属	As（ヒ素）	0.05 mg/L 以下
	Zn（亜鉛）	0.5 mg/L 以下
	Cu（銅）	0.02 mg/L 以下

出典：「令和元年版 宮城県環境白書」（令和元年12月 宮城県環境生活部環境政策課）

⑦ 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として 28 項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 24 項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準及び要監視項目の指針値は、表 6.2-58及び表 6.2-59に示すとおりである。

表 6.2-58 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 ^{※1}
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{※2}
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{※2}
PCB	検出されないこと ^{※2}
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境省告示第10号、最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号）

表 6.2-59 地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成21年11月30日環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号)

⑧ 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っている。

計画地は、地下水採取規制地域には指定されていない。

⑨ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-60 に示すとおりである。

表 6.2-60 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5：1,2-ジクロロエチレン濃度は日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境省告示第 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 48 号）

⑩ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-61に示すとおりである。

表 6.2-61 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

※1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

※2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※3：土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号）

⑪ アスベスト

主に建材製品として使用されてきたアスベストによる健康障害の防止のため、表 6.2-62に示す「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について規定が定められている。

表 6.2-62 アスベストに関する主な法規制等

法規制	最終改正	趣旨・内容
大気汚染防止法	令和2年6月5日 法律第39号	一定規模以上の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告を義務付け、特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体、改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して、作業基準が定められ、作業結果の発注者への報告、作業記録の作成と保存が義務付けられている。 （前述の「①大気汚染 b大気汚染防止法」を参照）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成29年6月16日 法律第61号	特別管理産業廃棄物である廃石綿等（飛散性アスベスト）及び産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）については、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理としては融解や無害化処理等に限定されること等が定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成26年6月4日 法律第55号	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針）」では、分別解体等の過程における有害物質等の発生の抑制のため、アスベストについて飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとされている。
石綿障害予防規則	平成30年4月6日 厚生労働省令第59号	アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの暴露防止対策の観点から、労働安全衛生法に基づく規則として制定されている。

⑫ 日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく宮城県内（仙台市含む）の目影規制は、表 6.2-63に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、日影規制の対象となる。

表 6.2-63 仙台市の日影規制

対象地域※1	建築基準法 別表第4(に) 欄の項	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間※2	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7m超 または3階以上	1.5 m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	高さ10 m超	4.0 m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	高さ10 m超	4.0 m	5時間	3時間

※1：工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域は規制がありません。

※2：「日影時間」欄に示す「10m以内」「10m超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」（平成25年5月24日法律第201号、最終改正：平成30年6月27日法律第67号）

「仙台市の日影規制（参考）」

http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/keikaku/_icsFiles/afiedfile/2011/01/04/hikage.pdf

ウ. 災害防止に係る指定地域等の状況

① 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

調査範囲の指定区域は、表 6.2-64及び図 6.2-20に示すとおりである。

計画地には、「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定区域は存在しない。

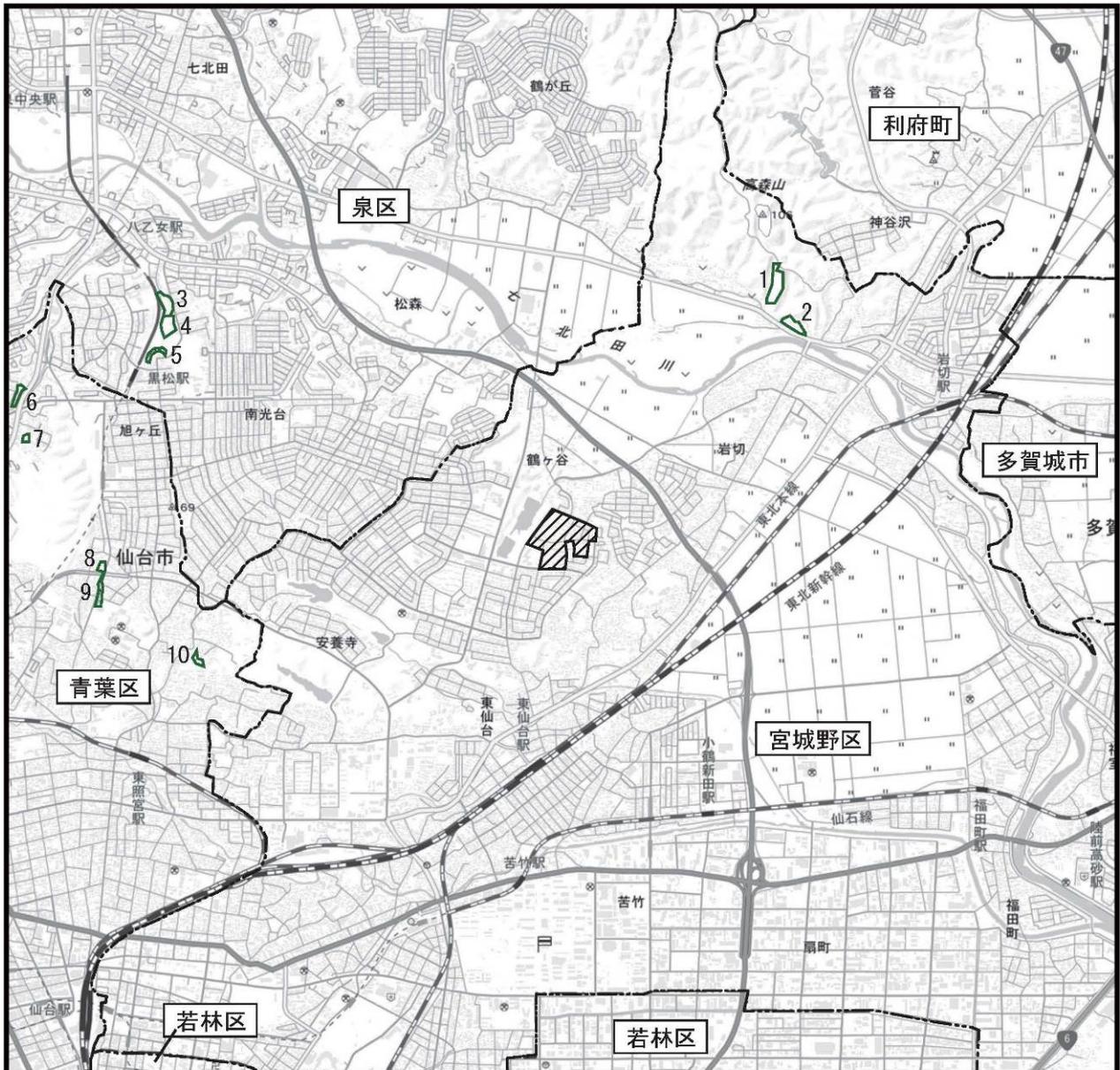
表 6.2-64 災害防止に係る指定地域等（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域）

【急傾斜地崩壊危険区域】				
No. ※	箇所名	告示年月日	宮城県告示番号	備考
1	台屋敷の 2	S51. 2. 17	第 145 号	
2	台屋敷の 3	H2. 7. 30	第 967 号	
3	真美沢	H17. 1. 21	第 62 号	
4	東黒松の 1	H1. 11. 6	第 1398 号	
5	堤の 2	S48. 3. 23	第 304 号	
6	源太兵衛の 1	H1. 11. 6	第 1398 号	
7	黒松の 4	H1. 11. 6	第 1398 号	
8	旭ヶ丘の 1	S58. 12. 13	第 1319 号	
9	旭ヶ丘の 5	S58. 12. 13	第 1319 号	
10	小松島の 3	H1. 11. 6	第 1398 号	

※：調査範囲内に砂防指定地、地すべり防止区域は存在しない。

※：表中の No. は、図 6.2-20に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 急傾斜地崩壊危険区域 (図中番号 : 1~10)

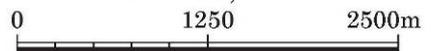
※図中の番号は表 6.2-64 に対応する。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 6.2-20 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域図



S=1:50,000



② 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

調査範囲の指定区域は、表 6.2-65及び表 6.2-66並びに図 6.2-21に示すとおりである。

計画地には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は存在しない。

表 6.2-65 災害防止に係る指定地域等（土砂災害警戒区域（土石流））

No.※	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	宮城県告示番号
1	3-23-309	菅野沢	宮城郡利府町神谷沢字広畑	H19.11.6	第1036号
2	2-02-601	入山沢	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
3	1-05-010	松森沢	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第678号

※：表中のNo.は、図 6.2-21に対応している。

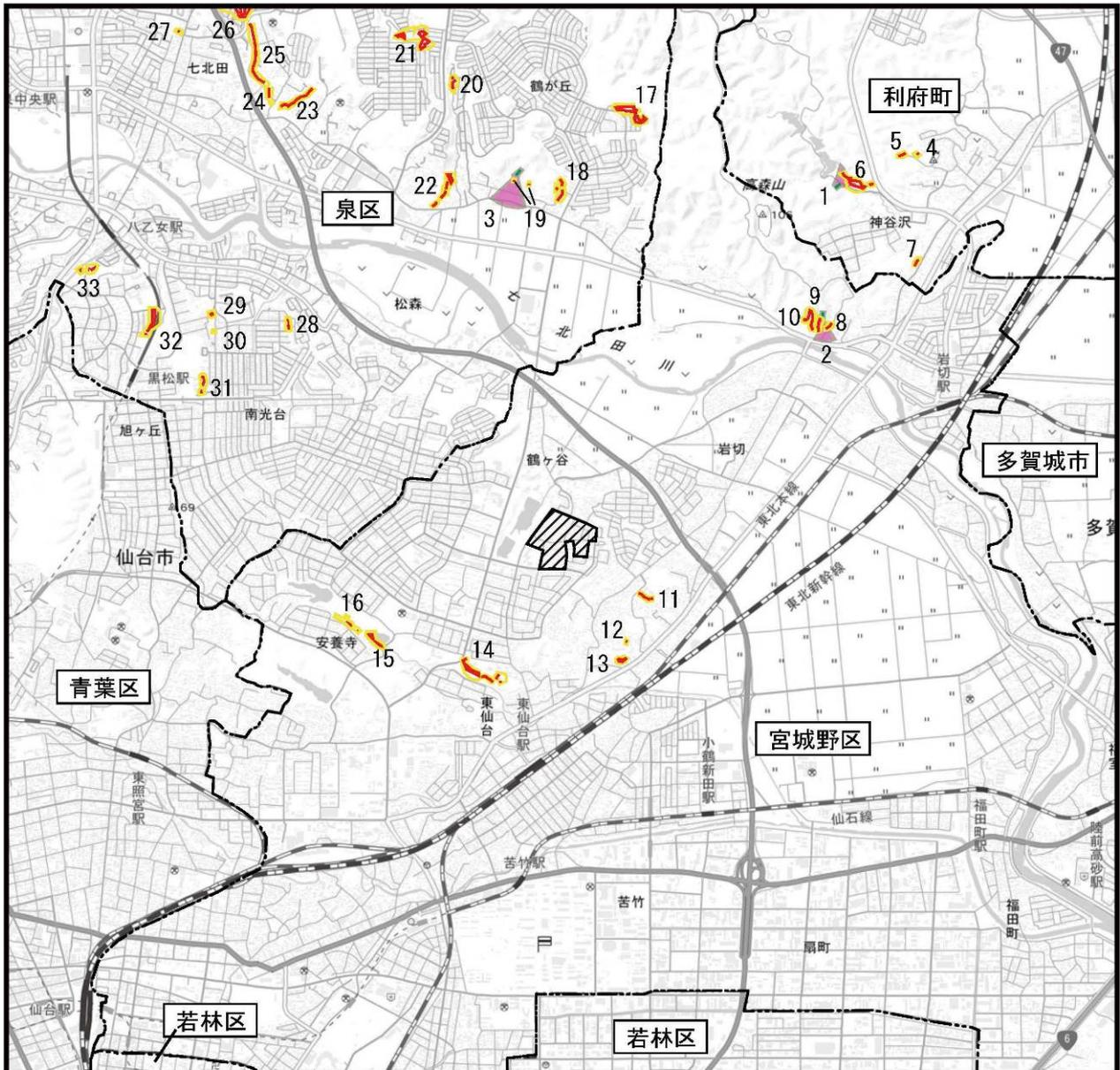
出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

表 6.2-66 災害防止に係る指定地域等（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊））

No.※	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	宮城県告示番号
4	I-自-1480	後沢の2	宮城郡利府町神谷沢、菅谷	H18.9.26	第1024号
5	I-自-1479	後沢の1	宮城郡利府町神谷沢、菅谷	H18.9.26	第1024号
6	I-自-1484	広畑	宮城郡利府町神谷沢字広畑	H19.11.6	第1036号
7	I-自-0458	金沢	宮城郡利府町神谷沢字金沢	H20.3.11	第235号
8	I-自-0387	入山の2	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
9	II-自-0892	岩切入山	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
10	I-自-1393	入山の3	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
11	I-人-0216	燕沢	仙台市宮城野区燕沢東三丁目	H25.11.8	第926号
12	I-自-0307	小鶴の1	仙台市宮城野区小鶴一丁目	H25.11.8	第926号
13	I-自-1187	小鶴の2	仙台市宮城野区小鶴一丁目	H25.11.8	第926号
14	I-自-0305	東仙台	仙台市宮城野区燕沢、東仙台	H21.12.25	第1105号
15	I-自-0312	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺二丁目	H25.11.8	第926号
16	I-人-0228	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺二丁目	H25.11.8	第926号
17	I-自-1337	戌亥沢	仙台市泉区鶴が丘一丁目	H24.9.7	第678号
18	I-自-0323	内町の1	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第678号
19	I-自-0328	内町の2	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第678号
20	I-自-1336	松陵一丁目の2	仙台市泉区松陵一丁目、鶴が丘二丁目	H24.9.7	第678号
21	I-自-0324	歩坂町	仙台市泉区松陵一丁目	H19.9.7	第874号
22	I-自-0322	鹿島	仙台市泉区松森字下町、鹿島、市名坂字本町	H24.9.7	第678号
23	I-自-0336	天神沢	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第678号
24	I-自-0339	本屋敷の2	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第678号
25	I-自-0338	本屋敷の1	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第678号
26	I-自-0333	山の寺の1	仙台市泉区山の寺一丁目	H24.9.7	第678号
27	I-自-1334	町	仙台市泉区七北田字町	H24.9.7	第678号
28	I-自-0341	南光台	仙台市泉区南光台六丁目、松森字前ヶ沢	H24.9.7	第678号
29	I-自-0318	東黒松の3	仙台市泉区東黒松、七北田字八乙女	H24.9.7	第678号
30	I-自-0317	東黒松の2	仙台市泉区東黒松、南光台五丁目、七北田八乙女、松森不動	H24.9.7	第678号
31	I-人-0245	南光台の2	仙台市泉区旭丘堤一丁目、二丁目	H25.11.8	第926号
32	I-自-1188	黒松三丁目	仙台市泉区黒松三丁目	H24.9.7	第678号
33	I-自-0313	黒松	仙台市泉区黒松二丁目	H19.9.7	第874号

※：表中のNo.は、図 6.2-21に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

土石流 (図中番号 : 1~3)

 : 土砂災害特別警戒区域

 : 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊 (図中番号 : 4~33)

 : 土砂災害特別警戒区域

 : 土砂災害警戒区域

※図中の番号は表 6.2-65~表 6.2-66 に対応する。

出典 : 「宮城県砂防総合情報システム」 (平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 6.2-21 土砂災害警戒区域図



S=1:50,000

0 1250 2500m

- ③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）
 調査範囲の指定区域は、表 6.2-67及び表 6.2-68(1)～(3)並びに図 6.2-22に示すとおりである。
 計画地には、宮城県防災砂防課により公表されている土砂災害危険箇所は存在しない。

表 6.2-67 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（土石流危険渓流））

No.※	箇所番号	箇所名	所在地
1	1-05-010	松森沢	仙台市泉区松森内町
2	2-02-604	西台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷
3	1-02-072	台屋敷の沢 3	仙台市宮城野区岩切台屋敷
4	1-02-071	台屋敷の沢 2	仙台市宮城野区岩切台屋敷
5	2-02-603	台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷
6	1-02-070	台屋敷の沢 1	仙台市宮城野区岩切台屋敷
7	2-02-602	東台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷
8	3-23-310	北菅野沢	利府町神谷沢菅野沢
9	3-23-311	東菅野沢	利府町神谷沢菅野沢
10	3-23-312	北沢	利府町神谷沢北沢
11	3-23-309	菅野沢	利府町神谷沢広畑
12	3-23-313	菅野沢	利府町神谷沢北沢
13	1-02-069	松森沢	仙台市宮城野区岩切入山
14	2-02-601	入山沢	仙台市宮城野区岩切入山

※：表中の No. は、図 6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

表 6.2-68(1) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(1/3)

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地
15	I-人-0451	泉中央三丁目の2	仙台市泉区泉中央3丁目
16	I-人-0450	泉中央三丁目の1	仙台市泉区泉中央3丁目
17	II-人-0022	白水沢	仙台市泉区将監1丁目
18	I-自-1334	町	仙台市泉区七北田町
19	I-人-0452	新道	仙台市泉区市名坂鳥井原
20	I-自-0333	山の寺の1	仙台市泉区山の寺1丁目
21	I-自-0338	本屋敷の1	仙台市泉区天神沢1丁目
22	I-人-0266	天神沢の1	仙台市泉区天神沢1丁目
23	I-人-0461	本田町の3	仙台市泉区本田町
24	I-自-0339	本屋敷の2	仙台市泉区天神沢1丁目
25	I-自-0336	天神沢	仙台市泉区天神沢1丁目
26	I-人-0265	本田	仙台市泉区本田町
27	I-人-0460	本田町の2	仙台市泉区本田町
28	I-自-0324	歩坂町	仙台市泉区松陵1丁目
29	I-人-0249	歩坂町	仙台市泉区松陵1丁目
30	I-人-0466	松陵五丁目	仙台市泉区松陵5丁目
31	I-自-1336	松陵一丁目の2	仙台市泉区松陵1丁目
32	II-自-0602	松陵	仙台市泉区歩坂町
33	I-人-0457	歩坂町の2	仙台市泉区松森鹿島
34	I-自-1335	松陵一丁目の1	仙台市泉区松陵1丁目
35	I-人-0462	鶴ヶ丘三丁目	仙台市泉区鶴が丘3丁目
36	I-自-1337	戌亥沢	仙台市泉区鶴が丘1丁目
37	I-自-0322	鹿島	仙台市泉区市名坂本町
38	II-自-0600	松森内町	仙台市泉区松森下町
39	I-自-0328	内町の2	仙台市泉区松森内町
40	I-自-0323	内町の1	仙台市泉区松森内町
41	II-自-0601	松森台	仙台市泉区松森台
42	I-自-0381	台ヶ原	仙台市宮城野区岩切台地
43	I-自-0382	入生沢	仙台市宮城野区岩切入生沢
44	I-自-0383	台屋敷の1	仙台市宮城野区岩切台屋敷
45	I-自-0384	台屋敷の2	仙台市宮城野区岩切台屋敷
46	I-自-0385	台屋敷の3	仙台市宮城野区岩切台屋敷
47	I-自-1393	入山の3	仙台市宮城野区岩切入山
48	II-自-0892	岩切入山	仙台市宮城野区岩切入山
49	I-自-0387	入山の2	仙台市宮城野区岩切入山
50	I-自-0386	入山の1	仙台市宮城野区岩切入山
51	I-人-0312	入山の2	仙台市宮城野区岩切入山
52	I-人-0311	入山の1	仙台市宮城野区岩切入山
53	I-自-1483	菅野沢の3	利府町神谷沢菅野沢
54	I-自-1482	菅野沢の2	利府町神谷沢菅野沢
55	I-自-1481	菅野沢の1	利府町神谷沢菅野沢
56	III-自-0346	広畑	利府町神谷沢菅野沢

※：表中のNo.は、図6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

表 6.2-68(2) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(2/3)

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地
57	Ⅱ-自-1121	広田の2	利府町神谷沢広畑
58	I-自-1484	広畑	利府町神谷沢北沢
59	Ⅱ-自-1120	広田の1	利府町神谷沢北沢
60	I-自-1480	後沢の2	利府町神谷沢後沢
61	I-自-1479	後沢の1	利府町神谷沢後沢
62	Ⅱ-自-1119	穴ヶ沢	利府町菅谷穴ヶ沢
63	Ⅱ-自-1118	山苗代の2	利府町神谷山苗代
64	I-自-0458	金沢	利府町神谷沢金沢
65	I-自-1485	化粧坂	利府町神谷沢化粧坂
66	I-自-1392	大前	仙台市宮城野区岩切大前
67	I-人-0250	堰場	仙台市泉区松森住吉
68	I-人-0456	南光台東三丁目	仙台市泉区南光台東3丁目
69	Ⅲ-自-0116	鶴ヶ谷北	仙台市宮城野区鶴ヶ谷北2丁目
70	I-人-0455	南光台東一丁目	仙台市泉区南光台東1丁目
71	I-自-1340	南光台の2	仙台市泉区松森堤下
72	I-自-0341	南光台	仙台市泉区南光台6丁目
73	I-自-0318	東黒松の3	仙台市泉区東黒松
74	I-人-0405	東黒松の2	仙台市泉区八乙女中央5丁目
75	I-自-0333	真美沢	仙台市泉区八乙女中央5丁目
76	I-自-0316	東黒松の1	仙台市泉区東黒松
77	I-自-0317	東黒松の2	仙台市泉区東黒松
78	I-人-0242	東黒松	仙台市泉区旭丘堤2丁目
79	I-人-0245	南光台の2	仙台市泉区旭丘堤2丁目
80	I-自-1188	黒松三丁目	仙台市泉区黒松3丁目
81	I-自-0314	旭ヶ丘堤	仙台市泉区旭丘堤2丁目
82	I-自-0313	黒松	仙台市泉区八乙女中央5丁目
83	I-人-0406	向原の2	仙台市泉区上谷刈向原
84	I-人-0236	向原	仙台市泉区上谷刈向原
85	I-自-0284	北根黒松	仙台市青葉区北根黒松
86	I-人-0148	北根	仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目
87	I-自-0273	双葉ヶ丘の1	仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目
88	I-自-0277	北根の1	仙台市青葉区北根3丁目
89	I-自-1181	北根の3	仙台市青葉区北根3丁目
90	I-人-0404	旭ヶ丘の5	仙台市泉区旭ヶ丘2丁目
91	I-人-0120	旭ヶ丘の1	仙台市泉区旭ヶ丘2丁目
92	I-人-0424	旭ヶ丘の6	仙台市青葉区台原森林公園
93	I-自-0280	旭ヶ丘の1	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目
94	I-自-0281	旭ヶ丘の2	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目
95	I-自-0282	旭ヶ丘の3	仙台市青葉区小松島4丁目
96	I-人-0124	旭ヶ丘の2	仙台市青葉区小松島4丁目
97	I-人-0125	旭ヶ丘の3	仙台市青葉区台原5丁目
98	I-人-0112	台の原	仙台市青葉区台原5丁目

※：表中のNo.は、図6.2-22に対応している。

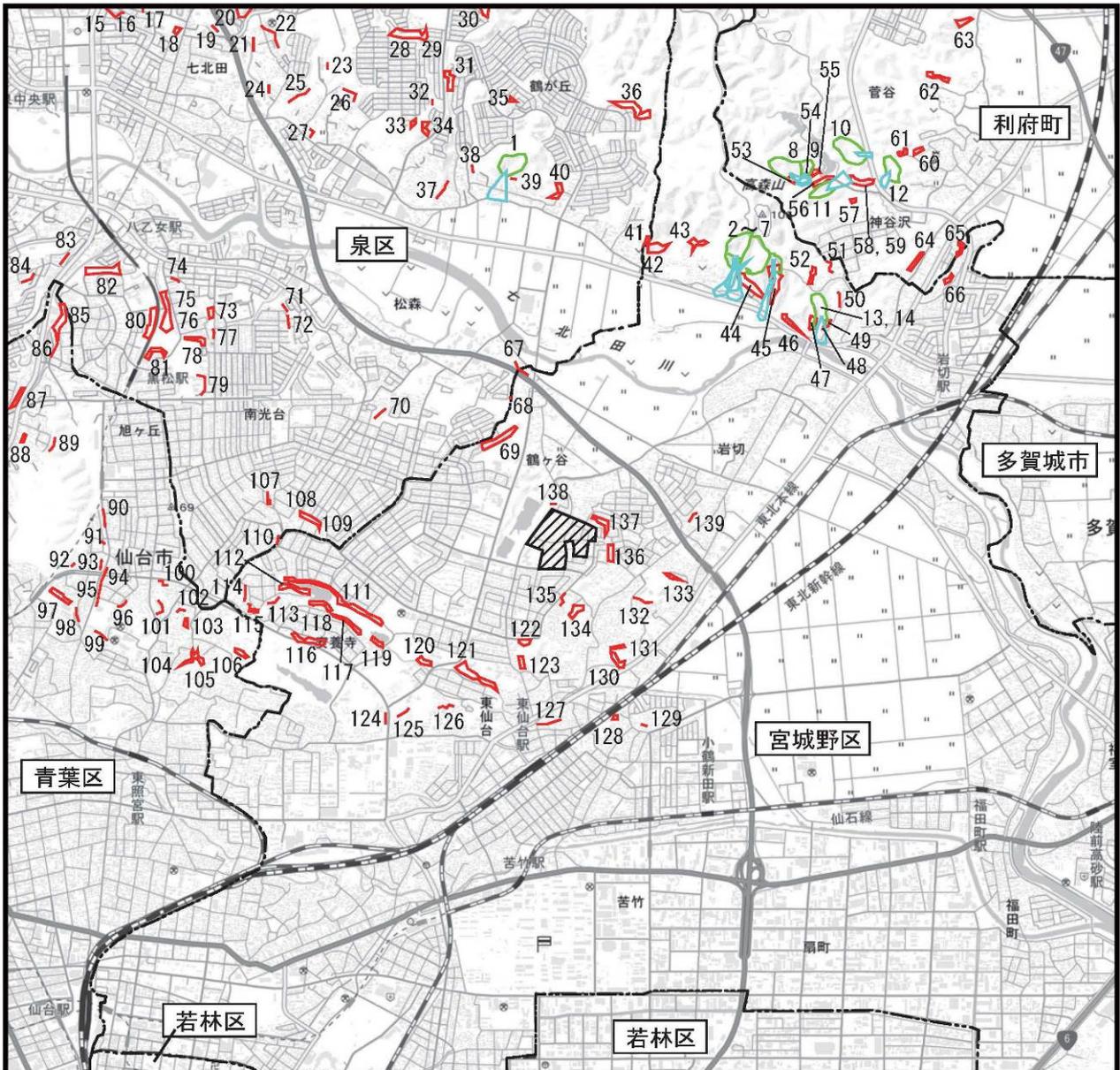
出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

表 6.2-68(3) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(3/3)

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地
99	I-自-0285	小松島の1	仙台市青葉区台原7丁目
100	I-人-0126	旭ヶ丘の4	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目
101	I-自-1178	小松島の4	仙台市青葉区小松島4丁目
102	I-人-0130	小松島	仙台市青葉区小松島4丁目
103	I-自-0287	小松島の2	仙台市青葉区小松島4丁目
104	I-自-1179	小松島の5	仙台市青葉区小松島2丁目
105	I-自-0288	小松島の3	仙台市青葉区小松島2丁目
106	II-人-0020	小松島新堤	仙台市青葉区小松島新堤
107	I-人-0246	南光台の3	仙台市泉区南光台2丁目
108	I-人-0453	南光台南二丁目の1	仙台市泉区南光台南2丁目
109	I-人-0454	南光台南二丁目の2	仙台市泉区南光台南2丁目
110	I-人-0244	南光台の1	仙台市泉区南光台1丁目
111	I-自-0308	鶴ヶ谷	仙台市宮城野区安養寺2丁目
112	I-自-0311	安養寺の2	仙台市宮城野区安養寺2丁目
113	I-人-0231	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺1丁目
114	I-人-0232	安養寺の4	仙台市宮城野区安養寺1丁目
115	I-人-0233	安養寺の5	仙台市宮城野区安養寺1丁目
116	I-人-0229	安養寺の2	仙台市宮城野区蟹沢
117	I-人-0228	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺2丁目
118	I-自-0310	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺2丁目
119	I-自-0312	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺2丁目
120	I-人-0220	鶴ヶ谷の4	仙台市宮城野区安養寺3丁目
121	I-自-0305	東仙台	仙台市宮城野区東仙台7丁目
122	I-人-0219	鶴ヶ谷の3	仙台市宮城野区燕沢2丁目
123	I-自-0306	苗代沢	仙台市宮城野区燕沢2丁目
124	I-自-1332	枅江	仙台市宮城野区枅江
125	I-人-0444	東仙台の3	仙台市宮城野区東仙台6丁目
126	I-人-0225	東仙台の2	仙台市宮城野区東仙台6丁目
127	I-人-0223	東仙台の1	仙台市宮城野区東仙台1丁目
128	I-自-1331	新田	仙台市宮城野区新田3丁目
129	II-自-0594	新田三丁目	仙台市宮城野区新田3丁目
130	I-自-1187	小鶴の2	仙台市宮城野区小鶴1丁目
131	I-自-0307	小鶴の1	仙台市宮城野区小鶴1丁目
132	I-人-0216	燕沢	仙台市宮城野区燕沢東3丁目
133	I-人-0441	燕沢東三丁目	仙台市宮城野区燕沢東3丁目
134	I-自-1330	燕沢三丁目	仙台市宮城野区燕沢3丁目
135	I-人-0218	鶴ヶ谷の2	仙台市宮城野区燕沢3丁目
136	I-人-0217	鶴ヶ谷の1	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目
137	I-人-0442	鶴ヶ谷東二丁目	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目
138	I-人-0443	鶴ヶ谷東六丁目	仙台市宮城野区鶴ヶ谷坂下
139	I-自-1394	岩切二丁目	仙台市宮城野区岩切2丁目

※：表中のNo.は、図6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 土石流危険箇所(図中番号: 1~14)
-  : 急傾斜地危険箇所(図中番号: 15~139)

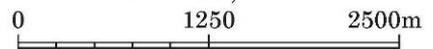
※図中の番号は表 6.2-67~表 6.2-68 に対応する。

出典: 「宮城県砂防総合情報システム」(平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 6.2-22 土砂災害危険箇所図



S=1:50,000



エ. 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

本条例では、景観形成を総合的かつ計画的に進めていくため、仙台市の景観形成の基本的方向を明らかにした「景観基本計画」を平成9年4月に策定している。また、道路、公園など公共的な施設について、景観に配慮した整備、緑化推進、緑地の保全などの関連施策を推進するとしている。

平成21年3月には、景観施策の充実と良好な景観の形成を図るため、平成16年に制定された景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定した。

この計画では、「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を基本テーマに掲げ、以下のような基本方針を打ち出している。

- 緑に囲まれた美しい「都市の眺望風景の保全」
- 集約型都市構造に適うメリハリのある「良好な市街地景観の形成」
- 暮らしやすさが実感できる「心地良い生活環境の育成」
- 個性と伝統を受け継ぐ「風情ある街並み景観の醸成」
- 仙台の顔にふさわしい「風格ある中心市街地の景観の創生」

また、市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別される8つのゾーンに分け、ゾーン毎の特性に応じて良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。計画地は市街地景観の「郊外住宅地ゾーン」に当たり、景観形成の方針は表6.2-69に示すとおりである。

なお、市全域は景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけられており、景観計画区域内の建築物及び工作物に対する取り組みとして「届出の対象となる行為等」及び良好な景観形成のための「行為の制限」が定められている。計画地は「市街地景観のゾーン」に当たるため、届出の対象となる行為等及び行為の制限は表6.2-70及び表6.2-71に示すとおりである。

表 6.2-69 景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
市街地景観	郊外住宅地ゾーン	・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改訂 仙台市）

表 6.2-70 届出の対象となる行為等

届出対象行為	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	
建築物	高さが 20m を超えるもの
	延べ面積が 3,000 m ² を超えるもの
工作物	高さが 30m を超えるもの
	延長が 50m を超える橋りょう、高架道路、アーケード等
	高さが 6m を超え、かつ延長が 50m を超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)
建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが 30m を超えるもの
【届出対象となる建築物・工作物の高さの取扱い】	
<p>The diagram illustrates three scenarios for height measurement:</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物 (Building): A simple rectangular structure with a height of 20m. A dashed horizontal line indicates the 20m mark, and a vertical double-headed arrow labeled '高さ' (height) shows the measurement from the ground to the top of the building. 工作物 (Structure): A lattice tower structure with a height of 30m. A dashed horizontal line indicates the 30m mark, and a vertical double-headed arrow labeled '高さ' shows the measurement from the ground to the top of the tower. 建築物の屋上に工作物がある場合 (Case where a structure is on a building roof): A lattice tower structure is placed on top of a building. A dashed horizontal line indicates the 30m mark, and a vertical double-headed arrow labeled '高さ' shows the measurement from the ground to the top of the tower, including the building's height. 	

※：軽易な行為等に該当する場合は、届出不要とする。

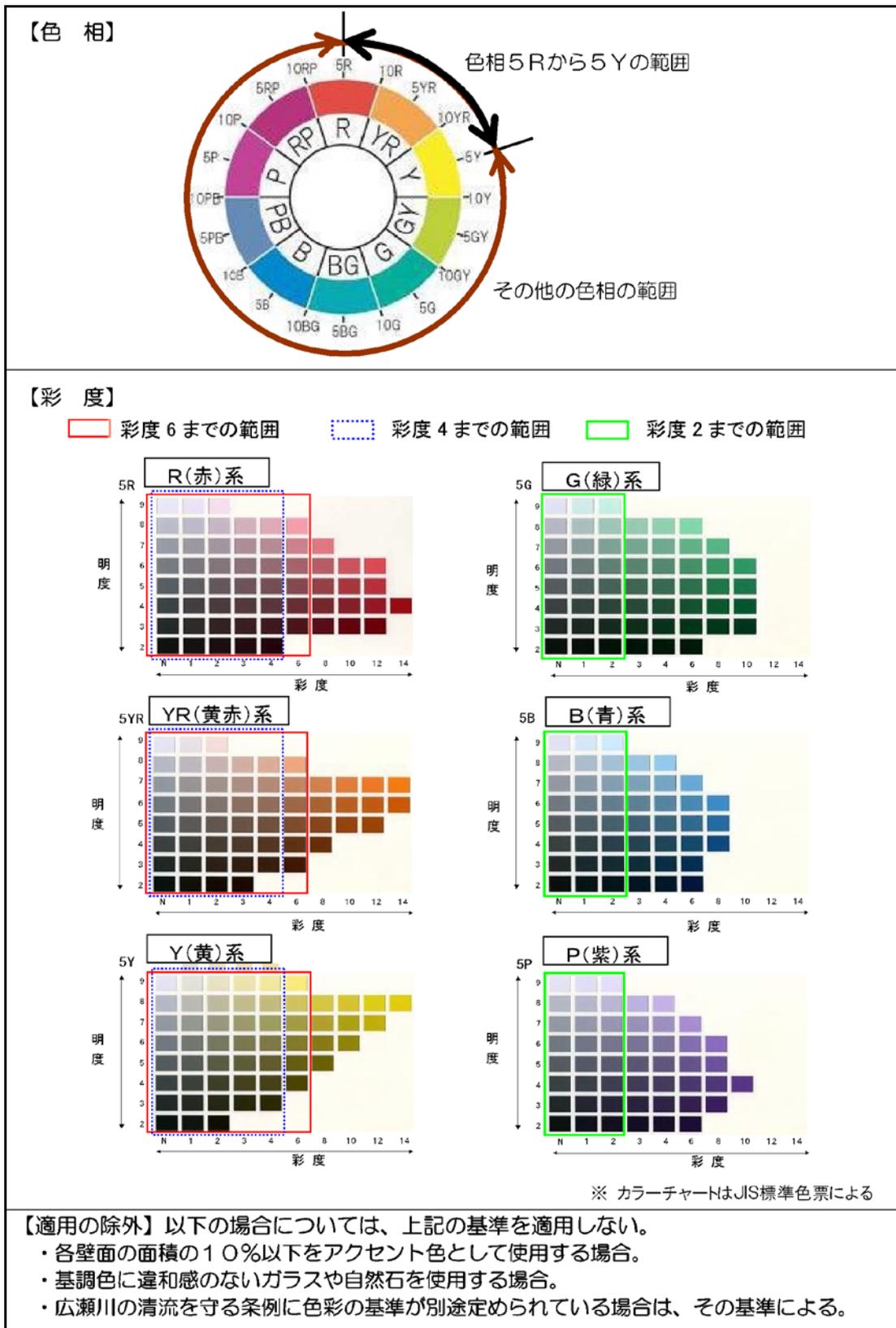
出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

表 6.2-71 市街地景観のゾーンにおける行為の制限

対象項目		市街地景観のゾーン							
		商業業務地ゾーン、沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーン 流通業務地ゾーン、行楽地ゾーン							
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態、意匠とする。 ・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 ・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。 ・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。 ・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽感を工夫する。 ・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。 ・敷地内道路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。 							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。 							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：色相、彩度の範囲は、表 6.2-72に示す。</p>		色相	彩度	5R～5Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下
	色相	彩度							
5R～5Y の場合	6 以下								
その他の場合	2 以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。 ・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。 								
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。 							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。 							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 							

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

表 6.2-72 マンセル値による色彩の基準



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改訂 仙台市）

(2) 行政計画・方針等

ア. 仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。“基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

“基本構想”を実現するための“基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表6.2-73に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 6.2-73 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	<p>「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	<p>「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生・健康社会づくり ・ 子育て応援社会づくり ・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	<p>「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	<p>「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の飛躍と競争力の強化 ・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・ 新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 6.2-74に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 6.2-74 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす	潤いの都・活力の都の実現をめざす
<p>1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり</p> <p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	<p>1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり</p> <p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
<p>2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	<p>2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり</p> <p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
<p>3. 共に生き自立できる社会づくり</p> <p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	<p>3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり</p> <p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

本計画は、令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることから、現在、改定に向けた検討を進めており、仙台市基本計画中間案について、意見募集を行ったところである。

次期計画では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～ “The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、「杜の都」のまちづくりを基盤に、世界からも選ばれるまちを目指すこと、都市個性を深化・掛け合わせ、「杜の都」を新しいステージに押し上げることとされている。また、目指す都市の姿として、都市個性である「活力」、「共生」、「学び」、「環境」を掛け合わせることで、「自然」、「心地よさ」、「成長」、「進め!」を可能な限り高めることを目指している。これらの実現に向けて、仙台市全体で 8 つのチャレンジプロジェクトを推進するとともに、区ごとに地域づくりの方向性を定めて取り組むこととされている。

イ. 仙台市都市計画マスタープラン

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた 21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせて平成 24 年度から令和 2 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は表 6.2-75 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 6.2-76 及び図 6.2-23 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「市街地ゾーン・郊外区域」の基本方針として、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する」、また、「市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保等、良好な生活環境の形成を図るとされている。特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。」こととされている。

また、表 6.2-77 に示す都市づくりの基本的な方向においては、郊外区域の地域再生が掲げられており、1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善、2) 生活に必要な地域交通の確保、3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化を図ることとされている。

本方針は、令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることから、次期仙台市都市計画マスタープランの策定について、改定に向けた検討を進めているところである。

次期計画では、人口減少や高齢化、都市間競争という現代の情勢を踏まえ、「自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え、生み出す持続可能な都市づくり」を目標像として掲げている。この目標像の実現に向け、一人ひとりの活動の舞台となる「働く場所」、「学ぶ・楽しむ場所」、「暮らす場所」としての質を高め、相乗効果を生み出すことにより、選ばれる都市の実現を目指すこととされている。

表 6.2-75 都市づくりの目標像

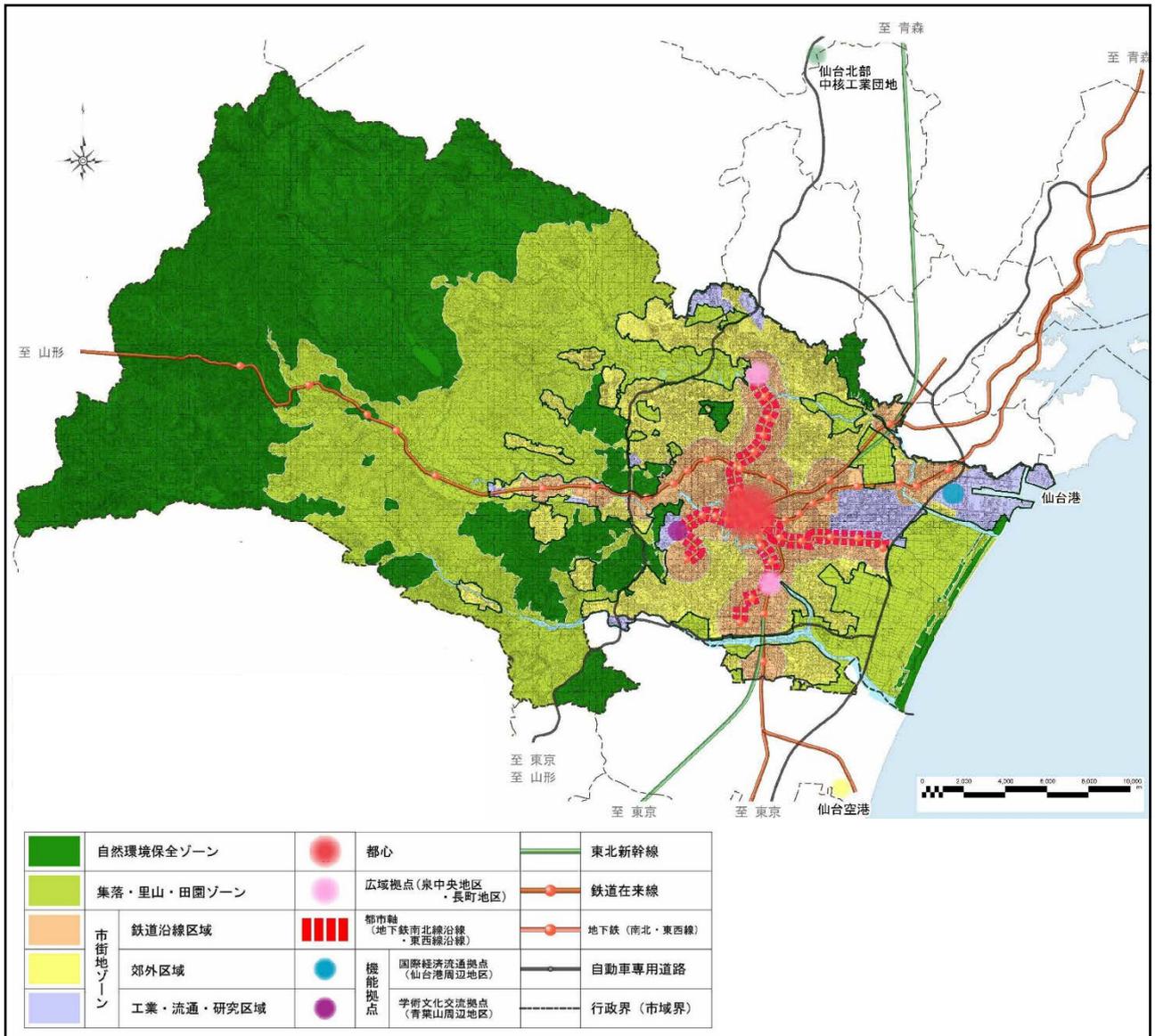
21世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	<p>杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

表 6.2-76 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。
工業・流通・研究区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

図 6.2-23 ゾーンの区分と拠点の配置

表 6.2-77 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化 4) 緑あふれ風格のある都心空間の創出 5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保 3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編 4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入 3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進 3) 公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 3) 自然の働きを活かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります
方針	12. 緑豊かで潤いのある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成 3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化 3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進 3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

ウ. 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「仙台市環境基本条例」（平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 3 号）に基づき定められた「杜の都環境プラン」では、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めている。

現計画は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間としており、概ね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。

なお、同プランは計画期間が 10 年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成 27 年度に中間評価が実施され、平成 28 年 3 月に計画の一部が改定されている。環境都市像は表 6.2-78 に示すとおりである。

表 6.2-78 環境都市像

環境都市像	
「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台 — 杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ —	
分野別の環境都市像	
	「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 地下鉄やバスの活用などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 生ごみは堆肥化して花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が暮らしの中で実感できる。 歴史的・文化的な環境を大切にしている価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

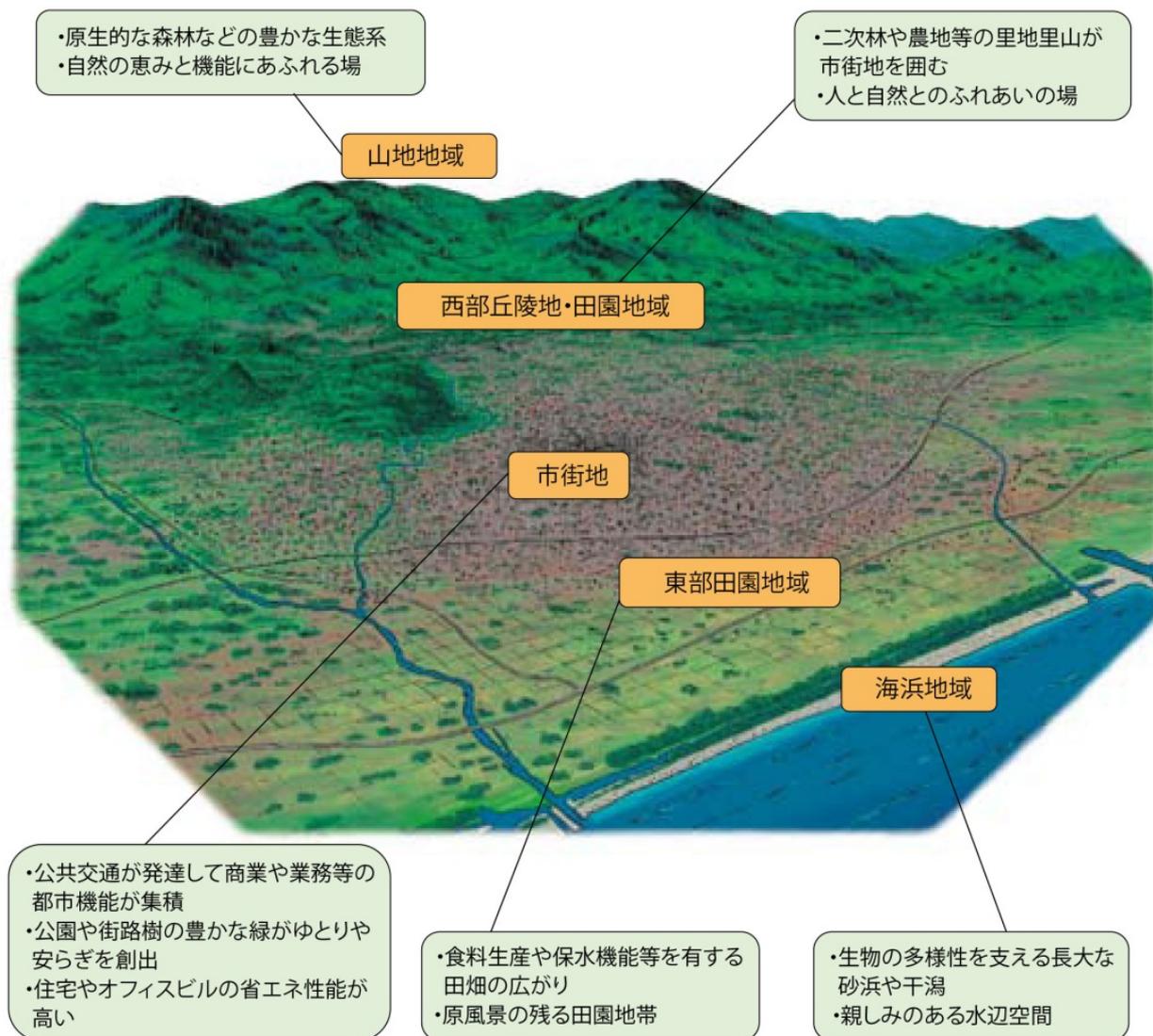
出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、表 6.2-79及び図 6.2-24に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、そして社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。計画地は市街地（市街地地域）に該当する。

表 6.2-79 都市の将来イメージ

<p>都市全体の将来イメージ</p> <p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
<p>地区別の将来イメージ</p> <p>市街地の姿</p> <p>鉄道を基軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p>郊外部の姿</p> <p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p>市街地と郊外部のつながり</p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

図 6.2-24 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 6.2-80に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する仕組みづくりや人づくりなどについて、「良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-80 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	■令和 2 年度(2020 年度)における温室効果ガス排出量を平成 22 年度(2010 年度)比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■令和 2 年度(2020 年度)におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■令和 2 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■令和 2 年度(2020 年度)における燃やすごみの量を 305,000 t 以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■令和 2 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■令和 2 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■令和 2 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域に大別し、基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 6.2-81に示すとおりである。

表 6.2-81 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的考え方
	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環境配慮の指針
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房※など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 6.2-82に示すように企画段階、計画段階、実施段階以降の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 6.2-82 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

杜の都環境プランは、令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることから、現在、環境施策をとりまく動向等を踏まえ、計画改定に向けた検討を進めている。

令和 2 年 7 月時点の中間案には、目指す環境都市像として「杜の都の恵みを活かした、持続可能なまち」が掲げられている。この実現のために、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」、これらに共通する「行動できる人づくり」の 5 つの分野別の環境施策を推進することとしている。これらの環境都市像のもと、目指すまちのあり方の具現化に向け、分野別の環境施策の中から特に効果的な施策を組み合わせたプロジェクトとして、「輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト」、「つながる！エネルギー循環プロジェクト」、「広がる！エコアクションプロジェクト」の 3 つを設定し、重点的に取り組むこととされている。

エ. 仙台市みどりの基本計画

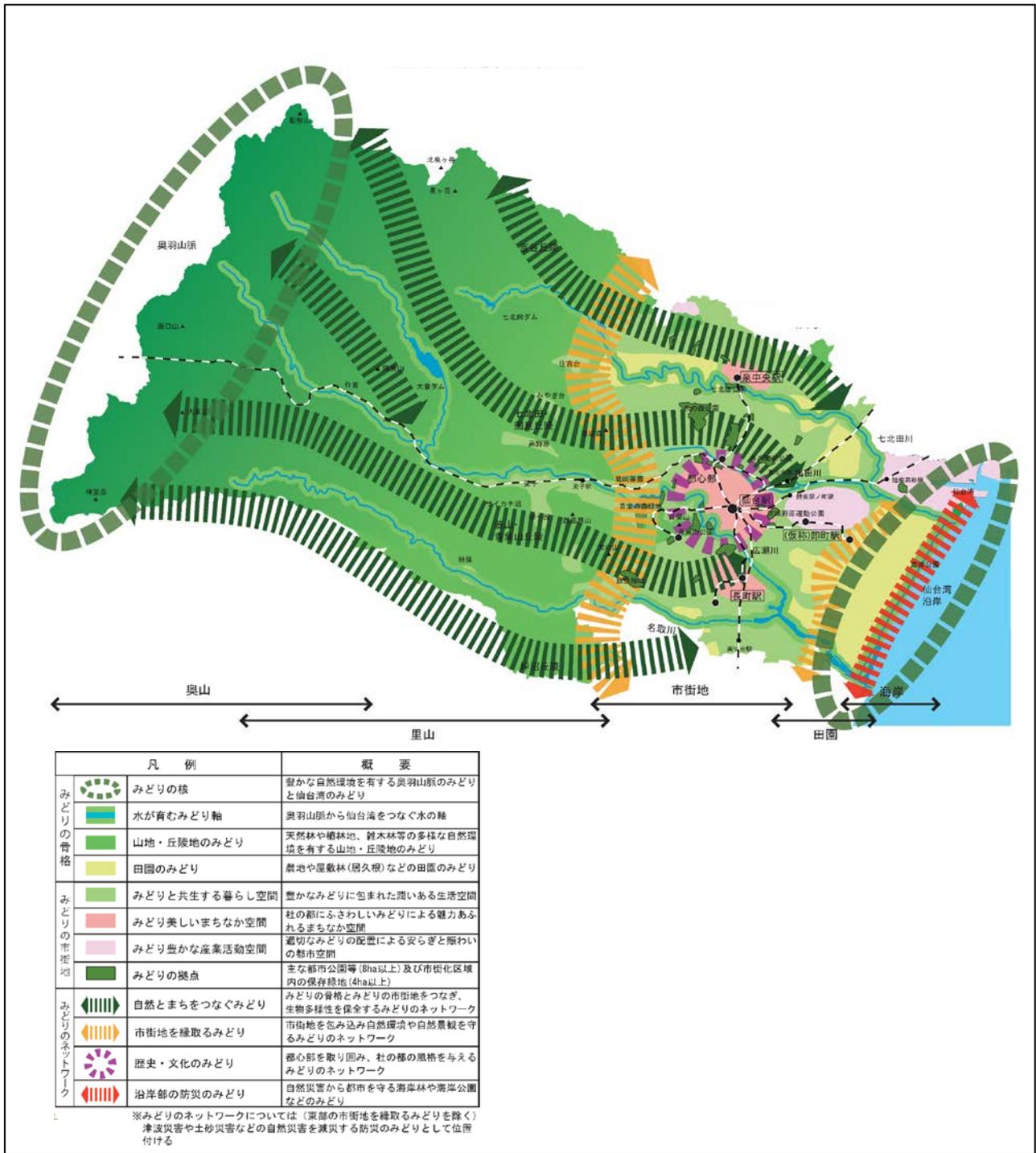
緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念は『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 6.2-25 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 6.2-83 に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として民間施設の緑化推進があげられている。



出典：「仙台みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 6.2-25 「百年の杜」の将来像

表 6.2-83 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
<p>1 安全・安心のまちづくり</p> <p>地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します</p>	<p>①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立 	<p>1 みどりによる津波防災プロジェクト</p> <p>東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。</p>
<p>2 自然環境の保全・再生</p> <p>奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます</p>	<p>①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 <p>②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 <p>③都市のみどりを循環させる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用 	<p>2 みどりの骨格充実プロジェクト</p> <p>適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。</p>
<p>3 生活環境の向上</p> <p>より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます</p>	<p>①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 <p>②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進 	<p>3 街のみどり充実プロジェクト</p> <p>公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。</p> <p>4 魅力ある公園づくりプロジェクト</p> <p>市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。</p>
<p>4 仙台らしさを育む</p> <p>杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります</p>	<p>①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり <p>②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用 	<p>5 みどりの地域資源活用プロジェクト</p> <p>歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。</p> <p>6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト</p> <p>中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。</p>
<p>5 市民協働の推進</p> <p>市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。</p>	<p>①みどりを守り、育む活動を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 <p>②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実 	<p>7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト</p> <p>みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。</p>

出典：「仙台のみどりの基本計画」（平成24年7月 仙台市）

オ. 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

「仙台市地球温暖化対策推進計画」は、1995（平成 7）年 1 月に策定、2002（平成 14）年 5 月に改定した計画が平成 22 年度末をもって計画期間満了を迎えることから、仙台市環境審議会・地球温暖化対策専門部会での審議や中間案に対する市民意見募集を行うなど、計画の改定作業を進めていた。

しかし、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災により、本市は電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶を経験し、一方、国においては原子力発電所の事故に端を発したエネルギー需給構造の見直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。2015（平成 27）年度に入り、日本の約束草案や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成 28 年 1 月 20 日に仙台市環境審議会より仙台市長へ答申書が提出され、同年 3 月に計画が改定された。計画の概要は、表 6.2-84 に示すとおりである。

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の計画期間とする本計画では、杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

本計画は、令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることから、現在、改定に向けた検討を進めており、仙台市地球温暖化対策推進計画中間案について、意見募集を行ったところである。

次期計画では、中期目標として令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 35%以上削減（森林等による吸収量を含む）を目指し、長期目標として令和 32 年（2050 年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととされている。

表 6.2-84 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020 の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である 2010(平成 22)年度比で 0.8%以上削減
施策体系	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3R の推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×E で低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだい E-Action

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成 28 年 3 月 仙台市)

カ. ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ（Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-85に示すとおりである。

表 6.2-85 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保するなど、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響（二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等）にも配慮する。

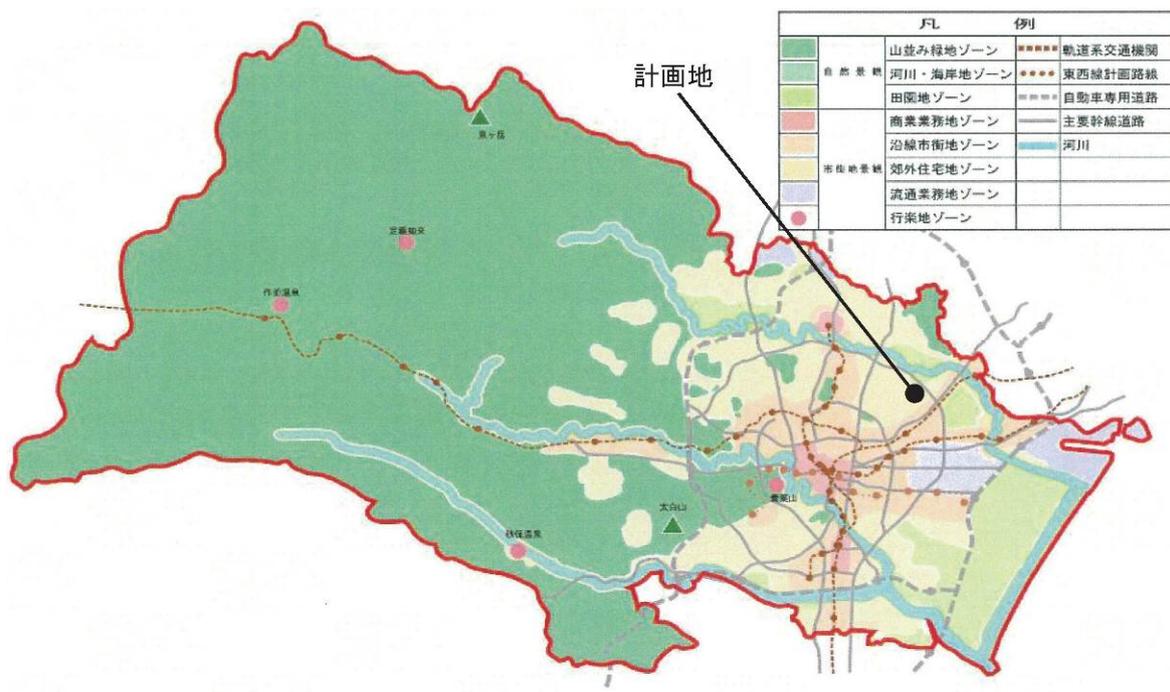
出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」（平成 10 年 5 月 仙台市）

キ. 仙台市「杜の都」景観計画

「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）は、景観法（平成 16 年 6 月施行）の活用に基づき策定された「景観計画」として、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図り、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を示したものである。仙台市の良好な景観形成を図る総合的な枠組みとして、区域と景観形成の方針、行為の制限に関する事項を定め、建築物等の届出と勧告等の制度を通じ、魅力的な景観形成を推進していくものとされている。

本計画では、都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を「景観計画区域」と位置づけている。

その中で、ゾーン別景観形成の考え方が示されており、計画地は、「市街地景観 郊外住宅地ゾーン」に位置している。景観形成の方針として、目標となる具体的な期間が定められていないが、「周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成」、「くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成」、「地区特性を活かした美しい景観形成」の 3 つが挙げられている。また、建築物等に対する方針として、「周囲の山並み等の自然環境との調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」、「団地の家並みとの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」の 2 つが挙げられている。仙台市全域におけるゾーン区分図は、図 6.2-26 に示すとおりである。



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

図 6.2-26 仙台市全域におけるゾーン区分図